

# 渡嘉敷村観光危機管理計画



2019 年 3 月

渡嘉敷村



## 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 総則 .....                        | 1  |
| 1.1 観光危機管理計画の目的 .....               | 1  |
| 1.2 観光危機管理計画の性格と位置づけ .....          | 1  |
| (1) 本計画の性格 .....                    | 1  |
| (2) 本計画の位置づけ .....                  | 2  |
| (3) 渡嘉敷村防災行政における観光危機管理計画の位置づけ ..... | 3  |
| (4) 本計画の範囲 .....                    | 6  |
| 1.3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義 .....       | 6  |
| (1) 「観光危機」の定義 .....                 | 6  |
| (2) 「観光危機管理」の定義 .....               | 6  |
| 1.4 本計画の必要性 .....                   | 7  |
| (1) 渡嘉敷村観光の危機管理上の課題 .....           | 7  |
| (2) 渡嘉敷村の危機管理の必要性 .....             | 7  |
| 1.5 渡嘉敷村観光の現況 .....                 | 8  |
| (1) 渡嘉敷村の観光の動向 .....                | 8  |
| (2) 慶良間諸島国立公園 .....                 | 9  |
| 1.6 渡嘉敷村における災害の想定 .....             | 14 |
| (1) 想定される災害の範囲 .....                | 14 |
| (2) 渡嘉敷村における災害・危機の履歴 .....          | 17 |
| 1.7 想定する観光危機 .....                  | 18 |
| (1) 自然災害・危機 .....                   | 20 |
| (2) 人的災害・危機 .....                   | 21 |
| (3) 健康危機 .....                      | 22 |
| (4) 環境危機 .....                      | 23 |
| (5) 村外・県外で発生した災害・危機 .....           | 24 |
| 1.9 観光危機管理の基本方針 .....               | 25 |
| (1) 観光危機管理の基本的な考え方 .....            | 25 |
| 1.10 各段階の概要 .....                   | 26 |
| (1) 平常時の減災対策(Reduction) .....       | 26 |
| (2) 危機対応への準備(Readiness) .....       | 26 |
| (3) 危機への対応(Response) .....          | 26 |
| (4) 危機からの回復(Recovery) .....         | 27 |
| 第2章 観光危機管理体制 .....                  | 28 |

|                                                    |    |
|----------------------------------------------------|----|
| 2.1 観光危機管理体制の考え方 .....                             | 28 |
| (1) 村の体制 .....                                     | 28 |
| (2) 観光関連団体・観光事業者の体制 .....                          | 29 |
| (3) 国・県及び他の市町村との体制 .....                           | 29 |
| 第3章 平常時の減災対策（Reduction） .....                      | 30 |
| 3.1 観光危機情報の伝達体制の整備や、観光関連施設の安全・安心・快適な観光地づくり<br>30   |    |
| (1) 情報伝達体制の整備 .....                                | 30 |
| (2) 避難場所・避難経路や避難誘導標識等の整備 .....                     | 30 |
| (3) 観光施設等の耐震化促進 .....                              | 33 |
| 3.2 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化           | 34 |
| (1) 避難場所・経路等の観光客への周知 .....                         | 34 |
| (2) 外国人観光客への配慮 .....                               | 34 |
| 3.3 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成 .....        | 34 |
| 3.4 ビーチ等における遊泳区域等の表示による注意喚起 .....                  | 34 |
| 第4章 危機対応への準備（Readiness） .....                      | 35 |
| 4.1 観光危機管理計画・マニュアルの策定 .....                        | 35 |
| 4.2 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施 .....                  | 35 |
| 4.3 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化<br>35   |    |
| (1) 伝達内容の整備 .....                                  | 35 |
| (2) 伝達手段の多様化 .....                                 | 35 |
| (3) 伝達手段の多重化 .....                                 | 36 |
| 4.4 要支援観光客への対応・支援体制の強化 .....                       | 36 |
| (1) 要支援観光客への情報発信ツール等の整備 .....                      | 36 |
| (2) 外国人観光客への情報発信 .....                             | 36 |
| 4.5 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化 ...        | 36 |
| (1) 避難場所・経路等の把握 .....                              | 36 |
| (2) 資機材の把握 .....                                   | 37 |
| (3) 食料・飲料水等の備蓄等 .....                              | 37 |
| 第5章 危機への対応（Response） .....                         | 38 |
| 5.1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置 .....              | 38 |
| 5.2 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の<br>強化 46 |    |
| (1) 観光危機管理体制の設置【全ての危機に対応】 .....                    | 46 |
| (2) 交通状況・宿泊状況等の把握【自然及び人的災害・危機】 .....               | 47 |

|     |                                             |    |
|-----|---------------------------------------------|----|
| (3) | 観光客等への情報の発信【自然及び人的災害・危機、環境危機】 .....         | 47 |
| (4) | 村内無人島への情報の発信・収集について【自然及び人的災害・危機】 .....      | 47 |
| (5) | 被害状況、避難状況等の発信【自然及び人的災害・危機、環境危機】 .....       | 50 |
| 5.3 | 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認.....                   | 50 |
| (1) | 観光客の避難誘導【自然及び人的災害・危機、環境危機】 .....            | 50 |
| (2) | 沖合いでの観光客の避難誘導【自然災害・危機】 .....                | 50 |
| (3) | 観光客の安否確認【自然及び人的災害・危機】 .....                 | 51 |
| (4) | 救助要請【自然及び人的災害・危機】 .....                     | 51 |
| (5) | 他市町村との連携【自然及び人的災害・危機、環境危機】 .....            | 51 |
| 5.4 | 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応.....                | 52 |
| (1) | 帰宅困難者を出さないための対応【自然及び人的災害・危機、健康危機】 ....      | 52 |
| (2) | 帰宅困難者への対応【自然及び人的災害・危機】 .....                | 52 |
| (3) | 協力依頼及び連携【自然及び人的災害・危機】 .....                 | 53 |
| (4) | 復旧見込みに係る情報の発信【自然及び人的災害・危機】 .....            | 53 |
| (5) | 交通情報・宿泊情報の発信【自然及び人的災害・危機】 .....             | 53 |
| (6) | 関係者家族への情報発信・提供【自然及び人的災害・危機】 .....           | 53 |
| (7) | 観光客の輸送【自然及び人的災害・危機】 .....                   | 53 |
| 5.5 | 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化 .....           | 54 |
| (1) | 救助・救急・医療活動等に係る情報提供【自然及び人的災害・危機】 .....       | 54 |
| (2) | 近隣市町村との連携による情報の提供【自然及び人的災害・危機、健康危機】<br>54   |    |
| (3) | 行方不明者に係る情報の提供【自然及び人的災害・危機】 .....            | 54 |
| (4) | 遺体の安置及び処理【自然及び人的災害・危機】 .....                | 54 |
| (5) | 遺体の埋葬【自然及び人的災害・危機、健康危機】 .....               | 54 |
| 5.6 | 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給.....        | 55 |
| 5.7 | 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策<br>55 |    |
| 第6章 | 危機からの回復（Recovery） .....                     | 57 |
| 6.1 | 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置 ...     | 57 |
| 6.2 | 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、関係機関との連携強化 ...     | 57 |
| 6.3 | 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施 .....      | 57 |
| 6.4 | 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策.....        | 58 |
| 6.5 | 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施 .....        | 59 |
| 6.6 | 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施 .....        | 60 |
| 第7章 | 計画の効果的な実現 .....                             | 61 |

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| 参考資料 .....                                       | 62 |
| 1. 避難所等のピクトグラムについて （高潮・津波の例） 【平成 28 年 3 月】 ..... | 62 |
| 2. 警報の種類について .....                               | 63 |
| 3. 避難情報・被災情報報告様式（第一報様式） .....                    | 64 |
| 4. 観光客の氏名等個人情報を把握する様式（第二報様式） .....               | 65 |
| 5. 渡嘉敷村観光危機管理連携体制と関係機関との連携図 .....                | 66 |

## 第 1 章 総則

### 1.1 観光危機管理計画の目的

沖縄県では観光産業を地域経済の活性化や県民の雇用創出など、直接的・間接的に県経済に大きく貢献する重要な産業として位置づけており、観光産業に負の影響を与えるさまざまな危機への対応として「沖縄県観光危機管理基本計画（平成 27 年 3 月）」を策定した。

渡嘉敷村においては、平成 26 年には渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間諸島が全国で 31 番目の国立公園に指定されたことで、慶良間諸島としても注目を集めている。

また、県都那覇からも高速艇で 30 分という立地もあり、外国人観光客やマリンスポーツを楽しむリピーターの国内客など、近年渡嘉敷村を訪れる観光客は大幅に増加している。

渡嘉敷島以外の無人島においても、沖縄本島から出港してマリンレジャーを楽しむなど、渡嘉敷村の海域は魅力の有るフィールドとして認知されている。

そのようななか、渡嘉敷村においても、増加する観光客に対応し災害等の観光危機時に観光客対応や、村の観光産業への被害を最小限とし、復旧・復興に早期に取り組むために「渡嘉敷村観光危機管理計画」を策定し、安心・安全・快適な観光を提供するとともに、渡嘉敷村の観光ブランド確立を図るものとする。

### 1.2 観光危機管理計画の性格と位置づけ

#### (1) 本計画の性格

本計画は渡嘉敷村の観光危機管理に関する総合的な基本計画で、「渡嘉敷村地域防災計画」及び「沖縄県観光危機管理基本計画」に基づき、観光危機に対する「基本方向」や「基本施策」を明らかにするものであり、村民をはじめ、行政、観光関連団体、観光関連事業者等の各主体の自発的な活動の指針となるものである。

また、「渡嘉敷村地域防災計画」、「新型インフルエンザ対策計画」といった村の既存計画や、「沖縄県地域防災計画」「沖縄県国民保護計画」、「沖縄県感染症予防計画」「沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画」などの既存計画等で定める対策等について、観光分野における役割を明確化し、観光危機発生時の観光客の特徴を踏まえた安全確保や、観光産業の早期回復・事業継続支援等の基本的な取組みを示すものである。

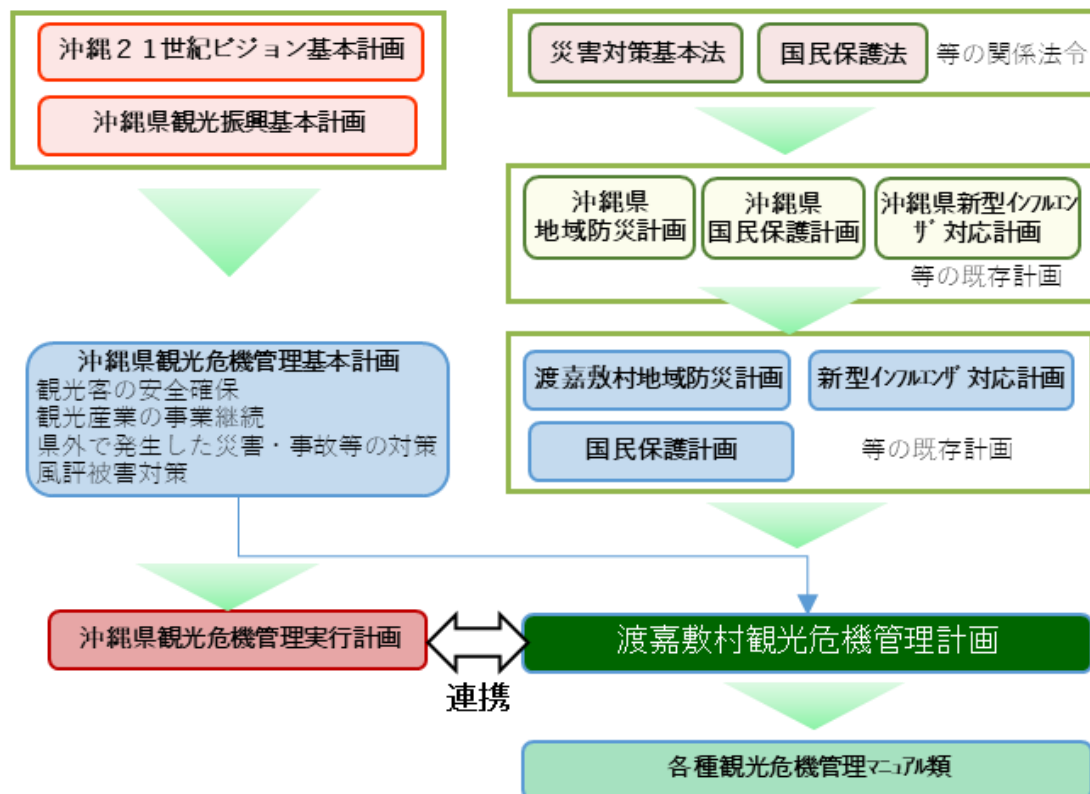
そのため、本計画で定める観光危機管理対策について、既存計画で定められている場合は、当該既存計画に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、既存計画で定められていない場合は、本計画に基づいて対応を行うものとする。

なお、本計画は継続的に見直しを行うものであり、見直しにおける情報源は以下のものを想定する。

- ①社会情勢の変化や観光市場の変化
- ②観光客の旅行形態の変化
- ③村内における宿泊施設等の動向
- ④防災訓練・観光危機管理計画による訓練から得られた課題
- ⑤各種取り組みによる実現性
- ⑥地域防災計画等の関連する既存計画の見直し 等

## (2) 本計画の位置づけ

観光危機管理対策となる本計画と既存計画の関係を以下に示す。上位となる諸計画（地域防災計画、国民保護計画等）や関連計画との整合・連携を図りながら実行可能な計画とする。



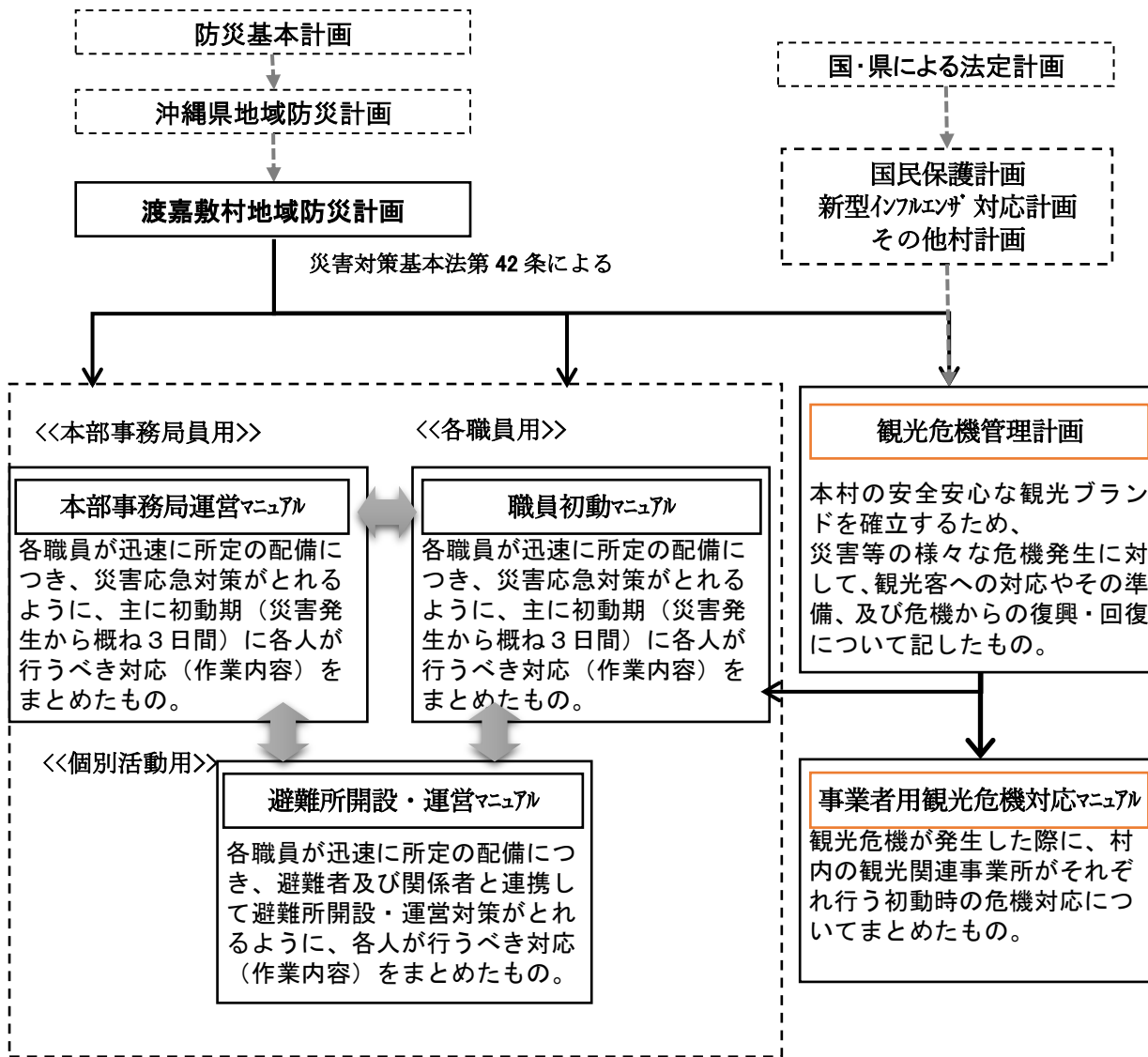


(3) 渡嘉敷村防災行政における観光危機管理計画の位置づけ

村内の防災行政に関する計画は以下のようになっている。

地域防災計画は、主に地域住民を対象とした基本の計画となっており、その中で、観光客対応に特化した防災計画として、観光危機管理計画を策定した。

## ■渡嘉敷村における防災に関する計画の関係



※参考 地域防災計画における観光客に関する記載内容

渡嘉敷村地域防災計画による観光客への対応は以下のようになっている。

## 第2編 地震・津波編

### 第1章 災害予防計画

#### 第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備

##### 第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（商工観光課）

#### 第7款 観光客・旅行者・外国人等の安全確保（商工観光課）

村、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（フェリー等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

#### (1) 観光客・旅行者等の安全確保

##### ア 避難標識等の整備、普及

村、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海拔表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（フェリー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

##### イ 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

村は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

#### (2) 外国人の安全確保

村は、国際化の進展に伴い、本村に居住・来訪する外国人が増加していることをふまえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

## 第2編 地震・津波編

### 第2章 災害応急対策計画

#### 第9節 観光客対策計画

#### 第9節 観光客等対策計画

##### 1 実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び村とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第8節 避難計画」のとおりである。

##### 2 避難情報の伝達及び避難誘導（総務対策班、農林水産対策班、船舶対策班）

###### (1) 村の役割

村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

###### (2) 観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

###### (3) 交通機関の役割

津波情報や村の避難情報を把握した場合、船舶対策班は、フェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

##### 3 避難収容（総務対策班、教育対策班、農林水産対策班）

###### (1) 収容場所の確保

村は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

###### (2) 安否確認

村は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

###### (3) 飲料水・食料等の供給

村及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

##### 4 帰宅支援（農林水産対策班）

###### (1) 情報の提供

村は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

#### (4) 本計画の範囲

本計画で対象とする観光危機の範囲は、渡嘉敷村観光に直接的・間接的（風評被害を含む）影響を与えると考えられる災害・危機とし、次に掲げるものを想定する。

1. 自然災害・危機
2. 人的災害・危機
3. 健康危機
4. 環境危機
5. 村外・県外で発生した災害・危機

### 1.3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

#### (1) 「観光危機」の定義

本計画において想定する観光危機とは、「台風」、「地震」、「津波」、「航空機・船舶事故」、「感染症」、「テロ」などの災害・事故等の発生により、本村に訪れている観光客や、村内の観光産業に甚大な被害をもたす具体的な危機や、被害の実態が無い、又は非常に小さく、村内では被害を受けていないにも関わらず、本村を含む県内全体が甚大な被害を受けているような報道がされ、観光客の減少等が考えられる場合（風評被害）も含まれる。

観光危機発生時には、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない。

#### (2) 「観光危機管理」の定義

観光危機管理とは、本村に訪れている観光客や、村内の観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

## 1.4 本計画の必要性

### (1) 渡嘉敷村観光の危機管理上の課題

沖縄県では、観光産業をリーディング産業として、活性化や県民の雇用創出など、直接的・間接的に県経済に大きく貢献する重要な産業として位置づけており、観光産業に負の影響を与えるさまざまな危機への対応として「沖縄県観光危機管理基本計画（平成 27 年 3 月）」を策定した。

渡嘉敷村においても、村内の観光地を訪れる観光客への対応を定め、安心・安全・快適な観光を提供するとともに、渡嘉敷村の観光ブランド確立を図るために「渡嘉敷村観光危機管理計画」を策定する。

渡嘉敷村は、世界でも有数のダイビングスポットとなる美しい海、沖縄本島からのアクセスの良さなどの理由により、年間 13 万人近くの観光客が足を運ぶ人気の観光地となっている。平成 26 年 3 月 5 日「サンゴの日」に渡嘉敷村と座間味村からなる慶良間諸島が全国で 31 番目の国立公園に指定されたこと、さらに平成 28 年には、国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化することを目的とした「国立公園満喫プロジェクト」に選定され、島を訪れる観光客が年々増加する傾向にある。特に外国人観光客の入域数は年々増加しており、今後さらなる伸びが期待できる。

観光産業に負の影響を与える台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症等の観光危機に関し、観光危機管理の基本的な対応等を定め、観光危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該危機の減災対策や、危機発生時に情報弱者となる観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策、危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を迅速かつ確実に実施できる体制を整備することにより、安全・安心・快適な観光地としての沖縄観光ブランドを構築し、世界水準の観光リゾート地の形成を図ることを目的とする。

### (2) 渡嘉敷村の危機管理の必要性

本計画は、既存計画（地域防災計画等）で対応しきれない観光分野に特化して策定する必要がある。

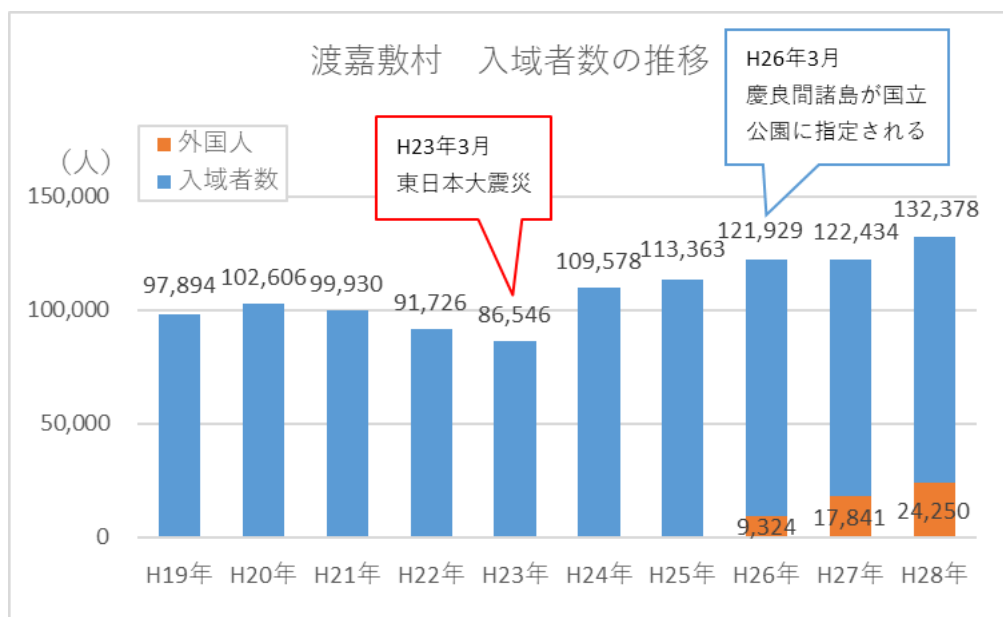
- ①観光客は土地勘が無く、危機発生時にどう行動すべきかわからない
- ②地域防災計画では住民が対象であり、観光客対応が不十分
- ③観光客を早期に安全に帰宅させる必要がある
- ④観光産業に影響を与える危機は、自然災害だけではない
- ⑤早期から観光復興への対応が必要
- ⑥風評は観光復興の最大の敵

## 1.5 渡嘉敷村観光の現況

### (1) 渡嘉敷村の観光の動向

本村を訪れる観光客数について、平成 28 年の年間入域者数は 132,378 人と、初めて 13 万人を突破した。

平成 26 年に慶良間諸島が国立公園に指定され、翌年には外国人入域者数が前年度の約 2 倍に増加しており、今後も外国人入域者数の増加が予想される。



出典：渡嘉敷村観光振興計画 平成 30 年 2 月

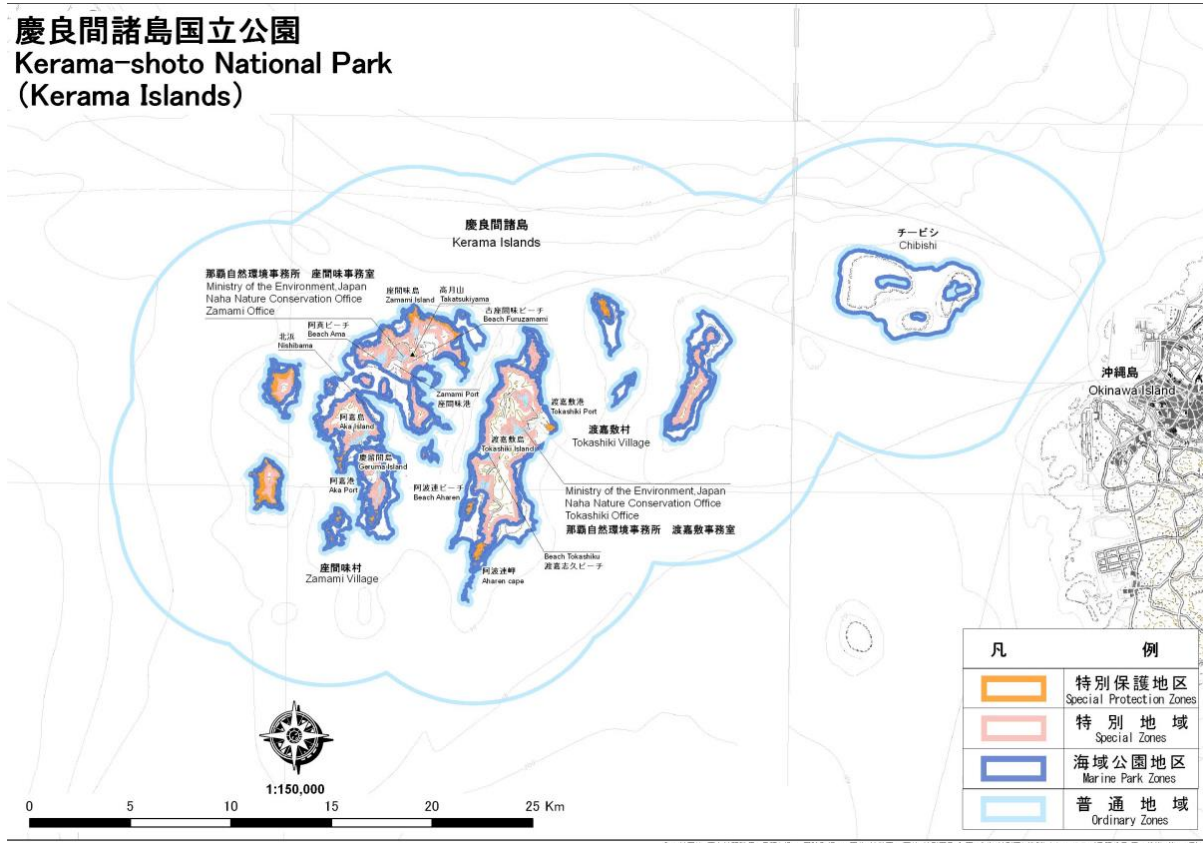
## (2) 慶良間諸島国立公園

慶良間諸島は、沖縄県那覇市の西方約 40km の地点に位置する、大小 30 余りの島々と数多くの岩礁からなる島嶼群で、平成 26 年 3 月 5 日に国立公園として指定された。

海と陸が連続した多様な景観を有し、陸域が 3,520ha、海域は 90,475ha と公園区域の大半が海域となっている。

沖縄本島（那覇市泊港）から高速船で約 35 分とアクセス良好で、ケラマブルーと称される美しい海でのマリネジャーも楽しむことができる。

### ■ 区域図

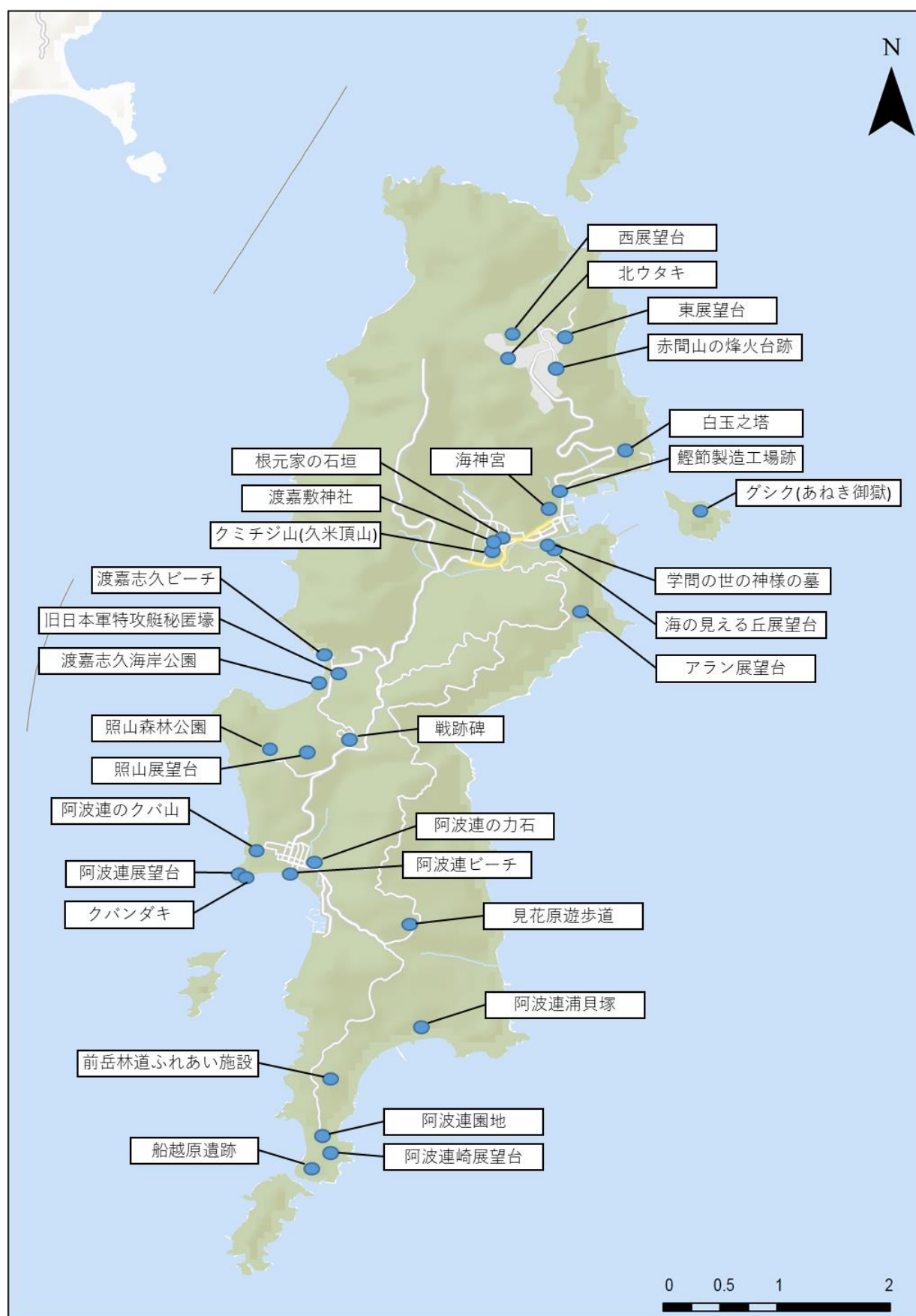


出典：環境省 HP



# (1) 主要観光資源リスト

渡嘉敷村の主要観光資源は渡嘉敷島に点在している。





### 【渡嘉敷村の主な観光資源】

村内の最も大きな島が渡嘉敷島で、ほかに前島、神山島、ナガンヌ島、黒島、儀志布島など大小十余の島で構成されている。

渡嘉敷島以外は無人島であるが、シュノーケリングや釣り等のマリンスポーツが人気である。

| 観光資源  | 名称                 | 備考       |
|-------|--------------------|----------|
| ビーチ   | 渡嘉志久ビーチ            |          |
|       | 阿波連ビーチ             |          |
| 展望台   | 北山展望台（西展望台）        |          |
|       | 赤間山展望台（東展望台）       |          |
|       | 港の見える丘展望台          |          |
|       | 渡嘉敷林道展望台（アラン展望台）   |          |
|       | 照山展望台              |          |
|       | クバンダキ展望台（阿波連展望台）   |          |
|       | 阿波連園地展望台（阿波連崎展望台）  |          |
|       | 前岳林道展望台            |          |
| 遊歩道   | 村道大谷線の遊歩道          |          |
|       | 照山園地遊歩道            |          |
|       | 見花原遊歩道             |          |
| 施設    | 森林公園               |          |
|       | 渡嘉志久海岸公園           |          |
| 史跡・遺跡 | クミチジ山（久米頂山）        |          |
|       | クバンダキ              |          |
|       | 阿波連のクバ山            |          |
|       | 阿波連の力石             |          |
|       | 阿波連浦貝塚             |          |
|       | 海神宮                |          |
|       | 学問の世の神様の墓          |          |
|       | グシク（あねき御獄）         |          |
|       | 鯉節製造工場跡            |          |
|       | 船越原遺跡（ふなこしばるいせき）   |          |
|       | 北ウタキ               |          |
|       | 赤間山の烽火台跡（ヒータティヤー）  |          |
|       | 渡嘉敷神社              |          |
| 文化財   | 根元家の石垣             | 村指定有形文化財 |
|       | 特攻艇秘匿壕             | 村指定戦争遺跡  |
|       | にし山（北山）山頂から望む慶良間海峡 | 村指定名勝    |
| 戦跡    | 白玉之塔               |          |
|       | 戦跡碑                |          |

| 観光資源 | 種目                             | 事業者                                                                                                                                                                                                                        |
|------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 体験   | ダイビング<br>シュノーケリング<br>日帰り海水浴ツアー | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スカイツアーズ</li> <li>・Cerulean Blue OKINAWA</li> <li>・Sea Friend</li> <li>・けらまマリン</li> <li>・Jungle Dive</li> <li>・マリンクラブ シーカム</li> <li>・ダイビングサービス月の翼</li> <li>・マリンハウスあはれん 他</li> </ul> |
|      | ホエールウォッチング                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・けらまマリン</li> <li>・Jungle Dive</li> <li>・ダイビングサービス月の翼 他</li> </ul>                                                                                                                   |
|      | ハナレ島渡し観光                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・マリンハウスあはれん</li> <li>・パーラー・一休（グラスボート）</li> <li>・アイランドマリンサービス（バナナボート） 他</li> </ul>                                                                                                   |
|      | 水中遊覧船（イエローサブマリン）               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイランドマリンサービス</li> </ul>                                                                                                                                                            |

### 【渡嘉敷村の主なイベント】

本計画では、これら増加する観光客やイベントにおいて、観光客の安全を確保し、観光産業の継続的な発展を目的とした計画を策定する。

| 開催時期             | イベント名                    | 場所                      | 概要                                     | 参加者数等                    |
|------------------|--------------------------|-------------------------|----------------------------------------|--------------------------|
| 2 月              | とかしきマラソン                 | 渡嘉敷小中学校グラウンド<br>渡嘉敷島を一周 | ハーフマラソン<br>(21.0975km)他<br>ふれあいパーティー   | 830 人<br>(定員)            |
| (旧暦)<br>3 月 3 日  | 阿波連浜下り                   | 阿波連 (ハナリ島)              | ハナリ島に船で渡り、宴会を催す                        |                          |
| (旧暦)<br>3 月 4 日  | 渡嘉敷浜下り、ハーリー              | 渡嘉敷港                    | 渡嘉敷港に集い、宴会、ハーリーが行われる                   |                          |
| (旧暦)<br>5 月 4 日  | 阿波連ハーリー                  | 阿波連ビーチ                  | 伝統行事 ハーリー競漕                            |                          |
| (旧暦)<br>6 月 25 日 | 大綱曳き<br>(渡嘉敷区)           | 村役場前の道路                 | 伝統行事 綱引き                               |                          |
| 7 月<br>2 日間      | 鯨海峡<br>とかしき祭り            | 渡嘉敷小中学校グラウンド            | 夏の最大イベント、島内外から多くの出演者による演舞、ライブ等、花火は両日開催 | 2,000 人<br>(2017 年主催者発表) |
| 11 月             | とかしきミュージックフェス 2017 “音もち” | 阿波連ビーチキャンプ場内野外イベント広場    | プロアーティストによる<br>野外音楽ライブ                 | 400 人余<br>(2017 年主催者発表)  |

### 【渡嘉敷村の宿泊施設】

平成 29 年 12 月 31 日現在

|              | 軒数 | 客室数 | 収容人員  |
|--------------|----|-----|-------|
| ホテル・旅館       | 3  | 50  | 325   |
| 民宿           | 19 | 155 | 448   |
| ペンション・貸別荘    | 7  | 55  | 161   |
| ドミトリー・ゲストハウス | 5  | 20  | 72    |
| ウィークリーマンション  | 0  | 0   | 0     |
| 団体経営施設       | 1  | 73  | 421   |
| ユースホテル       | 0  | 0   | 0     |
| 合計           | 35 | 353 | 1,427 |

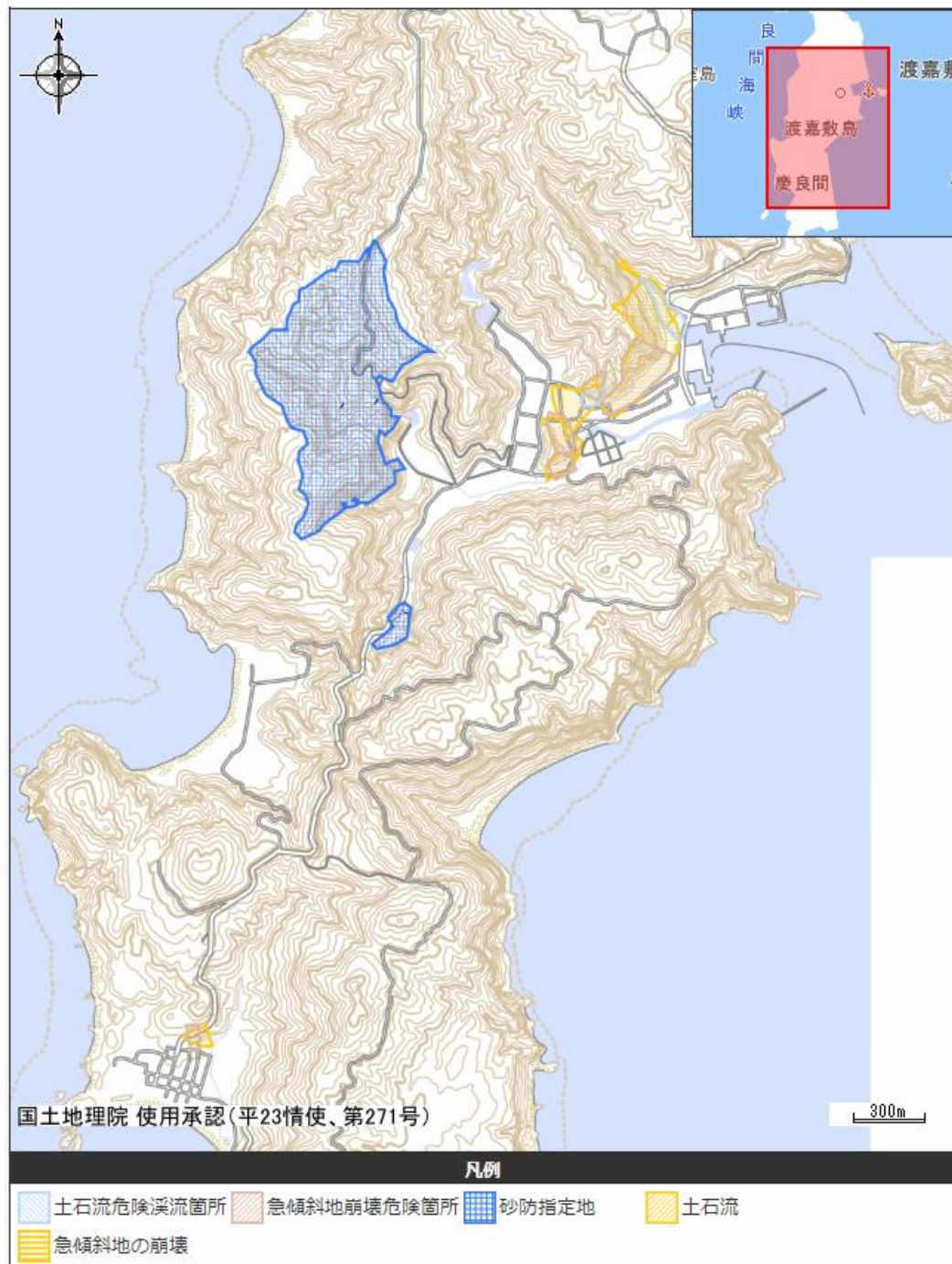
出典：平成 29 年版観光要覧 沖縄県

## 1.6 渡嘉敷村における災害の想定

### (1) 想定される災害の範囲

#### ①土砂災害危険箇所

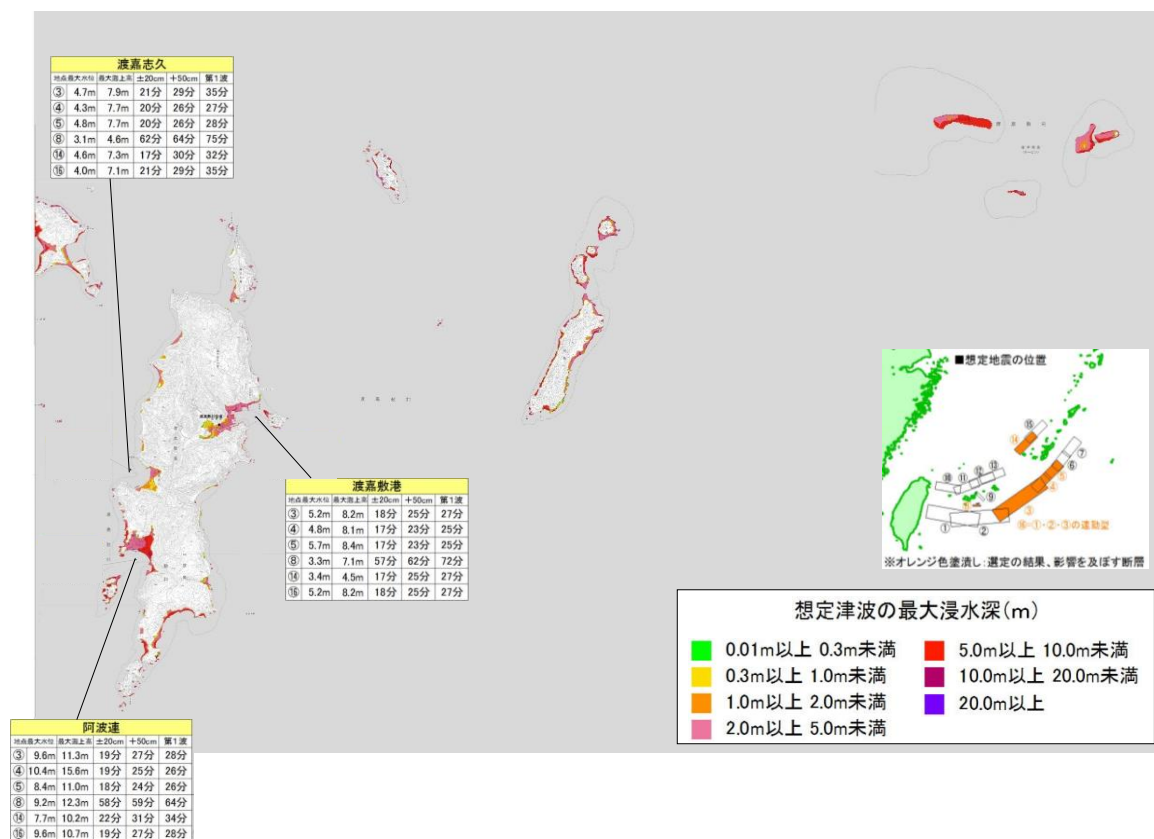
・宿泊施設が集中している地区（渡嘉敷地区・区役所周辺、阿波連地区・阿波連ビーチ周辺）において、急傾斜地、土石流警戒区域に指定されている。



出典：沖縄県地図情報システム

## ②津波浸水想定図

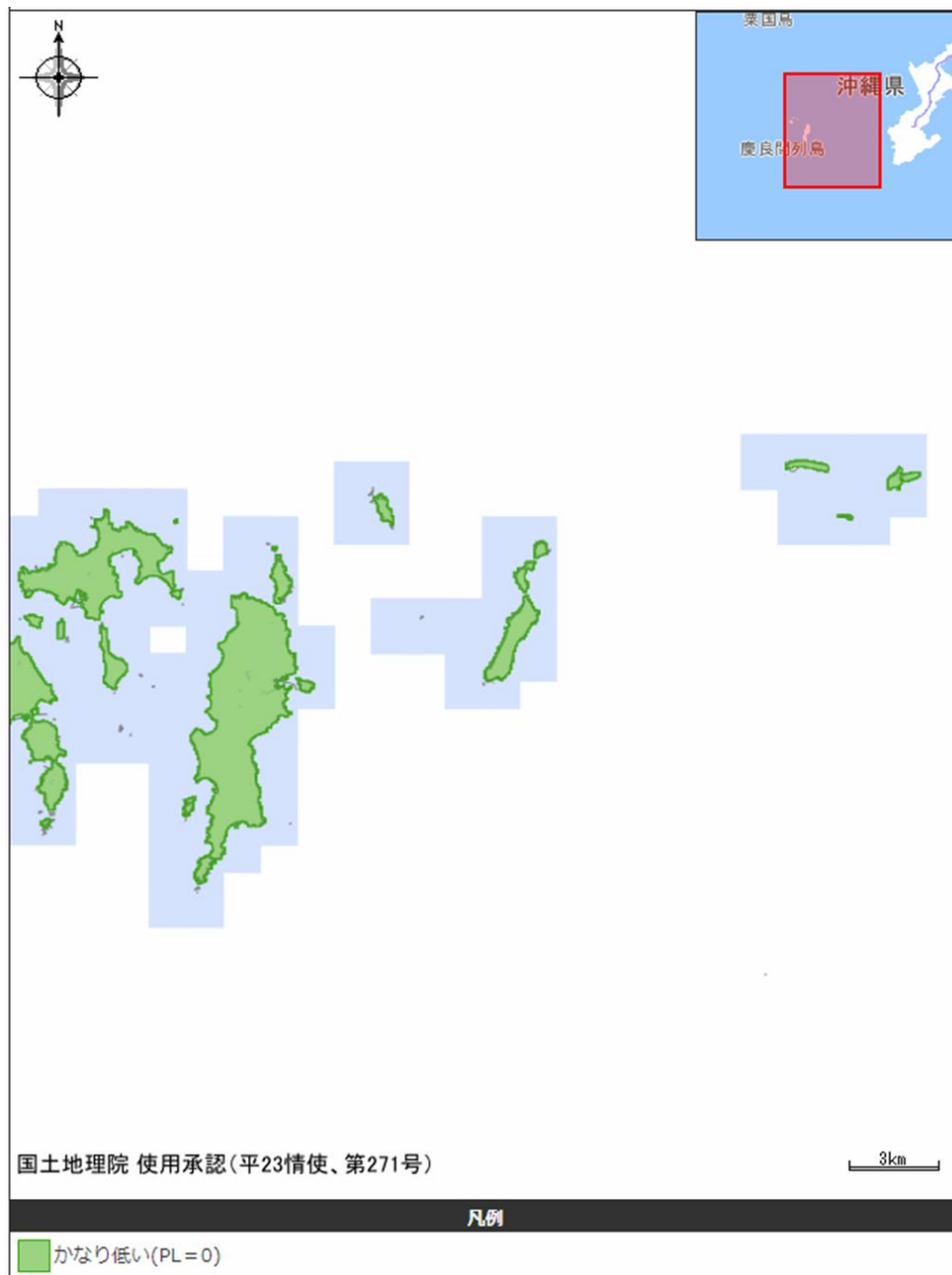
- ・ 渡嘉敷地区、阿波連地区の沿岸部において、津波の浸水が予測されている。
- ・ 海水浴客のいる慶伊瀬島（チービシ）において、ほぼ全域で津波の浸水が予測される。



出典：沖縄県津波浸水想定設定（平成 27 年 3 月）

### ③液状化危険度分布図

- ・液状化危険度は、渡嘉敷村全域で「かなり低い」となっている。



出典：沖縄県地図情報システム

## (2) 渡嘉敷村における災害・危機の履歴

渡嘉敷村における過去の主な災害記録は以下のようになっている。

### ■自然災害

| 年月日                               | 種別                 | 被害状況                                                                                                                                           |
|-----------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 23 年 10 月 3～4 日                | 台風ビリー              | 直撃。                                                                                                                                            |
| 24 年                              | 台風グロリア             |                                                                                                                                                |
| 25 年 11 月 11 日                    | 台風クララ              |                                                                                                                                                |
| 26 年 8 月 18～19 日<br>“10 月 14 日    | 台風マージ<br>台風ルース     | 前島で約半数の家が流され耕作物全滅の被害。                                                                                                                          |
| 27 年 8 月 15 日                     | 台風キャレン             | 公共建物の全壊 2、半壊 9、民家の全壊 13、半壊 15、畜舎全壊 15、半壊 36、船舶の座礁 4 隻。農作物 8 割と水稲 4 割が被害を受ける。                                                                   |
| 28 年 8 月 16 日                     | 台風ニーナ              | 阿波連部落で畑 1 町歩あまりが潮害。                                                                                                                            |
| 31 年 9 月                          | 台風エマ               | 住家全壊 3、半壊 35、非住家前回、半壊 3。農作物 5 割以上、道路決壊 50m、堤防流失 80m。                                                                                           |
| 32 年 9 月 26 日                     | 台風フェイ              | 被害多出。                                                                                                                                          |
| 35 年 5 月 24 日                     | 地震・津波              | 南米チリで発生した地震・津波は日本各地、沖縄中北部地区に被害甚大で死傷、行方不明多数出る。この年は干ばつによる水稲被害発生。                                                                                 |
| 36 年 10 月 3 日                     | 台風 23 号            | 風速 60m。久米島西方海上を通過した 20m 以上の風雨。                                                                                                                 |
| 38 年 6 月 1 日                      | 大皐勉                | 甘藷はバラライスでほぼ全滅、水稲立ち枯れ。                                                                                                                          |
| 40 年 8 月 5 日                      | 台風ジーン              | 久米島、慶良間を通過。                                                                                                                                    |
| 平成 9 年 8 月 4～10 日<br>“8 月 16～19 日 | 台風 11 号<br>台風 13 号 | 暴風雨により村道阿波連線 5 カ所、村道大谷線 2 カ所で土砂崩れ等災害発生、床上浸水 2 棟、床下浸水 6 棟、水路や農道にも被害。<br>降り始めからの降雨量 500 ミリを超える。(局地激甚災害)<br>暴風雨により村道阿波連線、村道大谷線で法面崩壊や路肩決壊。(局地激甚災害) |

### ■人為災害

| 年月日          | 種別   | 被害状況                                   |
|--------------|------|----------------------------------------|
| 明治 37 年 8 月  | 食中毒  | 渡嘉敷で夫婦が蘇鉄中毒により死亡。                      |
| 38 年 11 月    | 火災   | 渡嘉敷の民家(台所)の茅壁消失。(民家による消火)              |
| 44 年 1 月     | 海難事故 | 渡嘉敷の船(男女約 16 名)が東海岸で難破。(青年会が救出)        |
| 昭和 37 年 12 月 | 爆発   | 渡嘉敷港渡喫工事中爆発事故。死者 4 名、負傷者 8 名。          |
| 38 年 7 月     | 火災   | 渡嘉敷波佐間原で山林火災。約 64 万 m <sup>2</sup> 消失。 |

出典：渡嘉敷村地域防災計画



## 1.7 想定する観光危機

本計画において想定する観光危機とは、本村の観光に直接的・間接的（不評被害を含む）に負の影響を与えると考えらえる災害・危機をいう。

したがって、以下に示す5つの種別（自然災害・危機、人的災害・危機、健康危機、環境危機、県外で発生した災害・危機）とそれぞれ想定する危機について示す。

観光危機管理にとって重要なことは、村内の観光関連施設やイベント開催時の来場者数について、ピーク時の最大人数を正確に想定し、その人数がいる時に災害や危機が発生しても対応できるようにし、「想定外」を作らないことである。

| ①自然災害・危機                                 | ②人的災害・危機                          | ③健康危機                                     | ④環境危機  | ⑤県外で発生した災害・危機                                         |
|------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------|
| 地震、津波、台風、落雷、土砂災害、大雨による洪水、高潮、風害（突風、竜巻など）等 | 航空機事故、交通麻痺、航空機・船舶事故、山火事、テロ、凶悪犯罪 等 | 麻疹・新型インフルエンザ等の感染症、大規模な食中毒の発生、有害生物等の異常発生 等 | 大気汚染 等 | 県外で発生した①～④の災害・危機において沖縄観光に影響を与える場合や、経済変動、他国との外交摩擦、紛争 等 |

### 【過去に観光産業を襲った災害・危機の例】

| 分類      | 時期             | 災害・危機         | 観光への負の影響                                                                                      |
|---------|----------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然災害・危機 | 2004 年<br>12 月 | スマトラ島沖地震      | 津波により、ホテル等の観光関連施設の倒壊・浸水などの甚大な被害を受けた。                                                          |
|         | 2010 年<br>4 月  | アイスランド火山噴火    | 火山灰により西・北ヨーロッパを発着する航空機の欠航が長期間続いた。代替移動機関としての地上交通網も混乱をきたした。                                     |
|         | 2011 年<br>3 月  | 東日本大震災        | 放射性物質による汚染を懸念した諸外国・地域が日本への渡航延期・自粛勧告を行った。勧告解除後も、訪日旅行・国内旅行ともに東北～関東方面の旅行控えが長期間続いた。               |
|         | 2018 年<br>7 月  | 平成 30 年 7 月豪雨 | 西日本を記録的な豪雨が襲い、大きな被害を受けた。直接被害を受けていない地域でも、観光客のキャンセルが相次いだ。                                       |
| 人的災害・危機 | 2001 年<br>9 月  | 米国同時多発テロ      | アメリカへの渡航者数が激減しただけでなく、相次いで発生した関連テロによりヨーロッパへの旅行者も減少。日本でも、米軍基地のある沖縄県が風評被害により、観光や修学旅行のキャンセルが相次いだ。 |
|         | 2010 年         | メキシコ湾原油流出事故   | 環境汚染や海産物汚染が懸念され、フロリダ                                                                          |



|      |                 |                     |                                                                                       |
|------|-----------------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 4 月             |                     | 州やルイジアナ州など原油が漂着した州のビーチや近隣のカリブ諸国への旅行控えが生じた。                                            |
| 健康危機 | 2003 年<br>3 月   | SARS                | 世界保健機関(WHO)が中国南部と香港への渡航に対する勧告を行った。これにより観光客やビジネス客が激減し、SARS 流行地域を発着する航空路線は軒並み大幅な減便を行った。 |
|      | 2009～<br>2010 年 | 新型インフルエンザ<br>(H1N1) | 新型インフルエンザの世界的流行により、発症者・死者が確認された国・地域への観光・業務渡航が自粛され、観光業・運輸業に大きな影響を受けた。                  |
|      | 2018 年          | はしか                 | 4 年ぶりとなるはしか患者が報告され、台湾から沖縄本島への観光客男性が発生源となり広まった。沖縄県への観光渡航が自粛され、観光客のキャンセルが相次いだ。          |

# (1) 自然災害・危機

地震、津波（地震の揺れを伴わない場合も含む）、風水害等（台風や大雨による洪水・高潮・風害（竜巻を含む））、土砂災害等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりであり、多くの観光客が被災・帰宅困難な状況になる可能性があるほか、観光客数の大幅な減少が長期間継続するものを想定する。

## 【代表的な危機と例示事象】

| 分類             | 例示事象の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地震・津波          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度 6 弱以上の揺れを観測する。</li> <li>・「大津波」の津波警報が発表され、3m 以上の津波を観測する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                        |
| 津波（地震の揺れを伴わない） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方を震源とする地震により、「大津波」の津波警報が発表され、各地で 3m 以上の津波を観測する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  |
| 風水害等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・5 日（120 時間）後に予報円（台風の中心位置）内に入る台風進路予報が発表される。</li> <li>・超大型（風速 15m/s 以上の半径 800m 以上）で、猛烈（最大風速 54m/s 以上）な台風に発達する。</li> <li>・日降水量は 300mm を超える状況となる。・台風の最接近により、2 日以上にわたり暴風域内に入る。</li> <li>・台風による高潮で沿岸部を中心に浸水被害を受ける地区がある。</li> <li>・道路の冠水が発生する。</li> <li>・停電による通信障害が発生する。</li> </ul> |
| 落雷             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雷注意報が発表される。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 土砂災害           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風や大雨により土砂崩壊が発生し、道路の寸断等の被害が発生する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                  |

## 【村内で想定される具体的な状況】

| 分類             | 危機が発生する場所          | 状況                                                     | 被害想定                                                |
|----------------|--------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 地震・津波          | 阿波連地区              | 地震の揺れにより、ブロック塀が崩壊し、国内外の観光客が負傷する。                       |                                                     |
|                | 慶伊瀬島（チービシ）         | 夏季の海水浴客が利用する時間帯に大津波警報が発表される。救助は間に合わず津波に流される。           | 年間:約 27,000 人<br>一日最大:400 人                         |
|                | 鯨海峡とかしきまつり         | 祭り開催中に地震が発生し、津波警報が発表される。逃げ遅れた観光客が津波に巻き込まれる。            | （来場者:2,000 人、<br>平均 1,000 人/日）                      |
| 津波（地震の揺れを伴わない） | 鯨海峡とかしきまつり         | 祭り開催中に遠方を震源とする地震が発生し、津波警報が発表される。                       | （来場者:2,000 人、<br>平均 1,000 人/日）                      |
|                | 阿波連ビーチ<br>渡嘉志久ビーチ  | マリンレジャー中に遠方を震源とする地震が発生し、津波警報が発表される                     | 阿波連ビーチ<br>:年間約 70,000 人<br>渡嘉志久ビーチ<br>:年間約 40,000 人 |
| 風水害等           | 村内各所               | 台風の影響により、長期間フェリーの運休が続き、帰宅困難な観光客が村内に留まる。                |                                                     |
|                |                    | 台風被害による停電、浸水等により、宿泊施設や飲食店で営業困難な状況となる。                  |                                                     |
| 落雷             | 慶伊瀬島<br>（ナガンヌ島）    | マリンレジャー客が多くいるなか、積乱雲が発生し落雷が起きる。                         | 一日最大:400 人                                          |
| 土砂災害           | 阿波連ビーチ周辺<br>渡嘉敷港周辺 | 地すべり、土砂崩れにより道路が寸断。宿泊客の乗るレンタカーが被災する。道路が寸断され、宿泊客が取り残される。 |                                                     |

## (2) 人的災害・危機

宿泊施設等の大規模火災、大規模交通・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、不発弾、武力攻撃、爆発、テロ、交通機関の乗っ取り（シージャック等）、犯罪、風評等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりである。

### 【代表的な危機と例示事象】

| 分類                   | 例示事象の内容                                                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|
| 船舶事故                 | ・船舶の事故により油の流出が発生、沿岸部が汚染される。                                    |
| 爆発                   | ・観光施設内やイベント会場で爆発事故が発生し、多数の人が被害を受ける。                            |
| 大規模火災                | ・観光施設等で火災が発生し延焼。                                               |
| テロ                   | ・イベント会場や集客施設等を狙ったテロ攻撃により来場者が被害を受ける。                            |
| 公共交通機関の乗っ取り（シージャック等） | ・船舶・バス等の交通機関が何者かにジャックされ、人質が発生する。                               |
| 犯罪                   | ・不特定多数の人がいる場所で刃物を振り回す。                                         |
| 風評                   | ・観光に関する不適切な情報が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等で拡散され、本来は無関係なところにも損害が及ぶ。 |

### 【村内で想定される具体的な状況】

| 分類                   | 危機が発生する場所         | 状況                                                         | 被害想定                                        |
|----------------------|-------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 船舶事故                 | 渡嘉敷沿岸部            | 東シナ海で石油タンカーが沈没し、流出した油が本村沿岸部で確認。マリンレジャーが長期にわたり不可能となる。       | 村内のビーチが遊泳禁止                                 |
| 爆発                   | 鯨海峡とかしきまつり        | 花火が観客席に落下し、観光客を含む数名が負傷。<br>設営していた屋台のガスボンベが爆発し、観光客を含む数名が負傷。 | （来場者:2,000 人、平均 1,000 人/日）                  |
| 大規模火災                | 村内宿泊施設            | 宿泊施設で火災が発生し、宿泊客が負傷。                                        |                                             |
| テロ                   | ターミナル             | 多くの乗船客を狙った爆破テロが発生し、観光客を含む死傷者が多数発生する。                       | マリンライナーとかしき 定員:200 人<br>フェリーとかしき 定員:450 人   |
|                      | 阿波連ビーチ<br>渡嘉志久ビーチ | 多くの観光客を狙った銃撃が発生し、死傷者が発生する。                                 | 阿波連ビーチ:年間約 70,000 人<br>渡嘉志久ビーチ:年間約 40,000 人 |
| 公共交通機関の乗っ取り（バスジャック等） | 村内を走る路線バス         | 村内を走るバスが乗っ取られ、観光客が人質となる。                                   | 1号車:定員 41 人、2号車:定員 42 人、9号車:定員 45 人         |
| 犯罪                   | 鯨海峡とかしきまつり        | 不特定多数を狙い、刃物を振り回す。観光客を含む数名が負傷。                              | （来場者:2,000 人、平均 1,000 人/日）                  |
| 風評                   | 渡嘉敷村全体            | 本村の観光に対して不適切な情報が SNS で拡散され、本村の観光全般への風評被害につながる。             | 風評被害により観光客が減少                               |

### (3) 健康危機

大規模食中毒、感染症、新型インフルエンザ等、有毒生物等による健康被害等を想定する。  
特に代表される危機は以下のとおりである。

#### 【代表的な危機と例示事象】

| 分類                | 例示事象の内容                                                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模食中毒による健康被害     | ・ 村内飲食店で食事をした客の多くが食中毒の被害を訴える。                                                                    |
| 新型インフルエンザ等による健康被害 | ・ 国外で新型インフルエンザ等の患者が確認され、航路や空路で国内に菌が持ち込まれ、感染者が徐々に増加する。<br>・ 県内で麻疹の患者が確認され、村内に菌が持ち込まれ、感染者が徐々に増加する。 |
| 有毒生物等による健康被害      | ・ 有毒生物が確認され、多くの人が噛まれたり刺されたりしたことで健康被害が発生する。                                                       |

#### 【村内で想定される具体的な状況】

| 分類                | 危機が発生する場所   | 状況                                            | 被害想定        |
|-------------------|-------------|-----------------------------------------------|-------------|
| 大規模食中毒による健康被害     | 村内の宿泊施設や飲食店 | 修学旅行のグループに大規模な食中毒が発生する。                       | 修学旅行生 100 人 |
| 新型インフルエンザ等による健康被害 | 県内各所        | 県内・村内で新型インフルエンザ等の感染者が確認され、観光客や修学旅行のキャンセルが相次ぐ。 |             |
|                   |             | 村内で新型インフルエンザ等の感染者が拡大する。                       |             |
| 有毒生物等による健康被害      | 村内各所        | 観光客がハブクラゲ等の有毒生物に刺され、健康被害が発生する。                |             |

#### (4) 環境危機

大気汚染、海洋汚染等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりである。

##### 【代表的な危機と例示事象】

| 分類      | 例示事象の内容                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| 大気汚染    | ・基準値を超える PM2.5（微小粒子状物質）が観測される。                                 |
| 海洋環境の変化 | ・温暖化等の影響により、渡嘉敷島周辺海域でも海水温の高い状況が続く。                             |
| 海洋汚染    | ・タンカー等が事故に遭い、重油が流出する。<br>・流出した重油が海岸に流れ着く。<br>・海産物等への風評被害が発生する。 |

##### 【村内で想定される具体的な状況】

| 分類      | 危機が発生する場所 | 状況                                                             |
|---------|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 大気汚染    | 村内各所      | ・那覇局で基準値を超えた PM2.5 が長期にわたり観測され、本村への旅行自粛により観光客が減少する。            |
| 海洋環境の変化 | 周辺海域      | ・温暖化等の影響により、渡嘉敷島周辺海域でも海水温の高い状況が続き、サンゴが白化する。                    |
| 海洋汚染    | 周辺海域      | ・東シナ海で石油タンカーが沈没し、油が流出。渡嘉敷村でも油漂着が確認される。本村の特産品であるマグロへの風評被害が発生する。 |

(5) 村外・県外で発生した災害・危機

海外で発生したテロ、村外・県外で発生した災害・危機で本村の観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等を想定する。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

| 分類              | 例示事象の内容                                 |
|-----------------|-----------------------------------------|
| 航空機事故           | ・那覇空港で航空機事故が発生し、長期的に空港が閉鎖される。           |
| 海外で発生したテロ       | ・日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模なテロが発生する。  |
| 村外・県外で発生した災害・危機 | ・村外や県外で大規模な災害や危機が発生する。                  |
| 経済変動            | ・円高の進行、海外で発生した金融危機。                     |
| 社会変動            | ・ビザ緩和要件の変更。                             |
| 他国との外交摩擦        | ・外交の不安定要因により、アジア主要都市からの航空便の運行休止・減便が起こる。 |
| 紛争等の発生          | ・近隣国において紛争が発生し、国内への被害・影響が懸念される。         |

【村内で想定される具体的な状況】

| 分類              | 危機が発生する場所           | 状況                                                                |
|-----------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 航空機事故           | 那覇空港                | 那覇空港において航空機事故が発生し、長期間航空機の発着が不可能となり、本村への観光客も減少する。                  |
| 海外で発生したテロ       | 日本国外の米国大使館や海外駐留米軍基地 | 大規模なテロが各地で発生し、沖縄への観光旅行が自粛され、本村への観光客も減少する。                         |
| 村外・県外で発生した災害・危機 | 村外、県外               | 村外で発生した大規模な災害や危機が海外で報道され、被害を受けた地域は一部ではあるものの、本村への旅行が自粛され、観光客が減少する。 |
| 経済変動            | 国内外                 | 円高が続いたことで海外からの観光客減少に伴い、本村への観光客も減少する。                              |
|                 | 国内外                 | ビザ緩和発給要件が強化される。中国等からの観光客が減少。観光消費に大きな影響が出る。                        |
| 他国との外交摩擦        | 国外                  | アジア主要都市からの航空便の運行休止・減便が続く、海外観光客が減少する。                              |
| 紛争等の発生          | 国外                  | 近隣国にて軍事衝突が発生し、沖縄への観光旅行が自粛され、本村への観光客も減少する。                         |

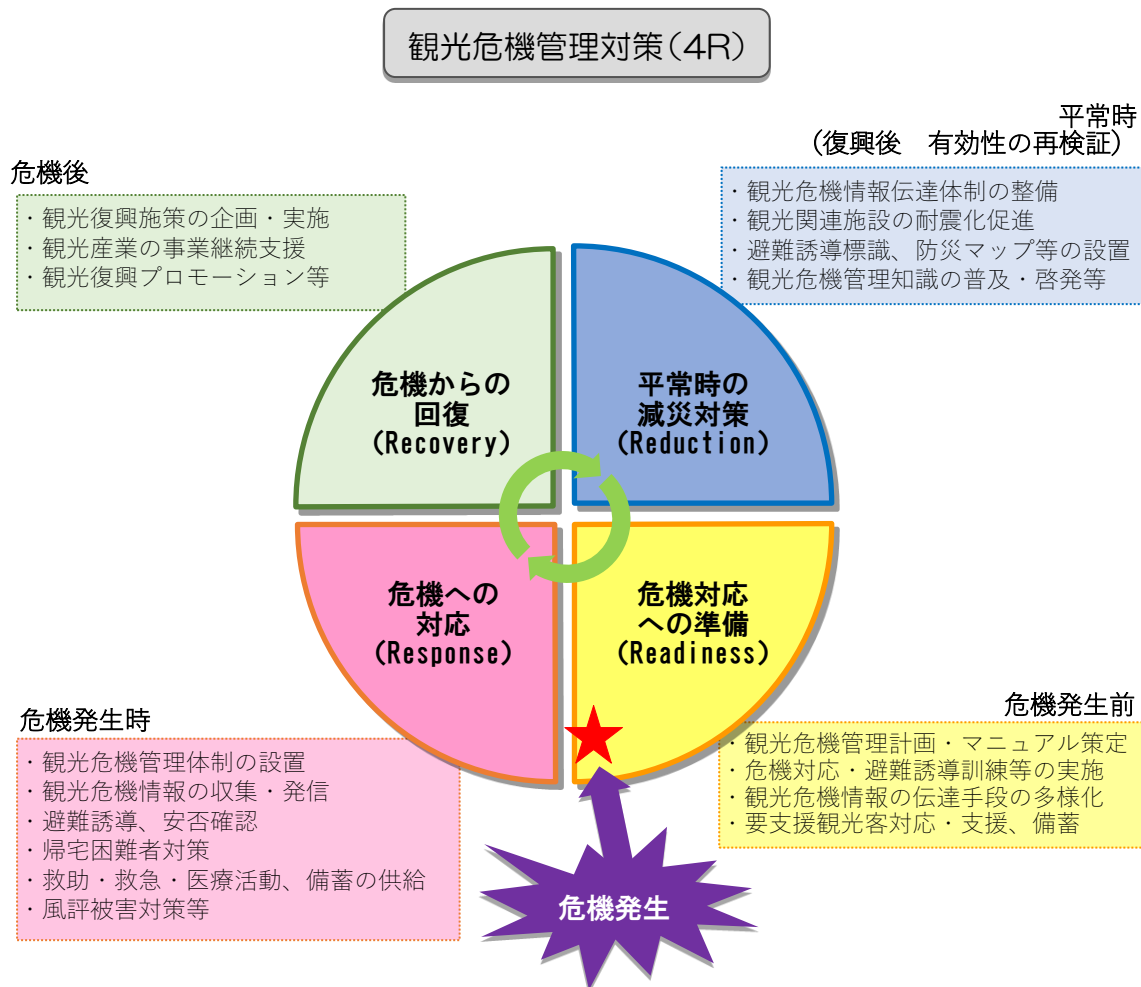
## 1.9 観光危機管理の基本方針

### (1) 観光危機管理の基本的な考え方

観光危機管理対策は、危機が発生してからへの対応だけではなく、平常時から行う「平常時の減災対策（Reduction）」、「危機対応への準備（Readiness）」、危機が発生した際の「危機への対応（Response）」、危機が収束した後の「危機からの回復（Recovery）」の4段階（4R）があり、時間の経過と共にとるべき対応が異なる。

それぞれの段階において、村や、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者及び村民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりとする。





## 1.10 各段階の概要

### (1) 平常時の減災対策(Reduction)

本村を訪れる観光客や、観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を想定し、観光危機による影響を低減するため、災害などの有事における観光客の安全確保について、民間の事業者や警察・消防機関とも連携し、迅速な対応を図る体制や手順、避難誘導等標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理の普及・啓発などの施策を推進する。

#### ■主な取組み

- ① 村内外の観光危機情報を迅速かつ確実に発信する情報伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくりを図る。
- ② 避難誘導標識、海拔表示の設置促進、防災マップ作成等による安全対策の充実・強化を図る。
- ③ 村民や観光関連団体・観光関連事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成を行う。

### (2) 危機対応への準備 (Readiness)

観光危機管理計画やマニュアル策定の促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客（高齢者、障害者、外国人、乳幼児連れ、妊婦など配慮が必要な観光客）への支援体制の強化、村内関係事業者と連携した備蓄の確保等の施策を推進する。

#### ■主な取組み

- ① 観光関連団体・事業者における観光危機管理計画・マニュアル・事業継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施。
- ② 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化を図る。
- ③ 要支援観光客への対応・支援体制の強化を図る。
- ④ 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化、事業所との連携を図る。

### (3) 危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、生活必需品の供給、風評被害対策等の施策を推進する。

#### ■主な取組み

- ① 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ② 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の体制強化
- ③ 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- ④ 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応
- ⑤ 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- ⑥ 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の調達と供給
- ⑦ 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

#### (4) 危機からの回復（Recovery）

観光危機後の村内観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進する。

##### ■主な取組み

- ① 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の構築
- ② 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化
- ③ 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ④ 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ⑤ 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- ⑥ 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

## 第2章 観光危機管理体制

### 2.1 観光危機管理体制の考え方

観光危機の発生が予測される、又は突発的な観光危機が発生した場合、危機に対応するために観光危機管理体制を村内に設置する。体制は、発生する危機の種類や段階により変化するため、以下のような考え方により各関係者による観光危機管理体制を設置する。

#### (1) 村の体制

観光危機管理体制の設置は、災害等の発生に対し、村の体制として、「渡嘉敷村地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」などの既存計画による対策本部等が設置された場合は、当該既存計画に基づく体制内での観光担当部署の役割として、観光危機管理に関する対応を観光産業課（農林水産対策班）が行うものとする。

一方、村外（県内・県外・海外を含む）で発生した観光危機や風評被害など、既存計画による対策本部等が設置されていない場合は、本計画で定めるところの観光危機に関する体制を観光産業課に設置する。

同様に自然災害等への対応が収束し、既存計画による体制が解除され、観光産業にとっての回復の段階となった場合も、本計画で定めるところの体制を設置し、対応に当るものとする。

##### ①準備体制

観光危機の状況及び推移等によっては、観光客及び観光産業に甚大な被害をもたらし、警戒本部又は対策本部を設置した対応が必要となる可能性がある場合は、迅速かつ的確に観光危機管理対策を実施するため準備体制をとる。

準備体制においては、観光危機の状況及び推移等を監視し、渡嘉敷村観光協会、県、近隣市町村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光客及び観光産業への影響に関する情報の収集、分析を行う。

##### ②警戒本部

観光危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に観光危機管理対策を実施するため、警戒本部を設置する。

警戒本部においては、観光危機の状況及び推移等に応じて、県、近隣市町村、渡嘉敷村観光協会、OCVB、観光関連事業者等と連携して、観光危機による村内に滞留する観光客及び村内観光産業への被害情報の収集・分析・共有、観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等の対策を実施する。

##### ③対策本部

観光危機により観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのある場合、又は、観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、若しくは生じるおそれのある場合に、

迅速かつ的確に観光危機管理対策を実施するため、対策本部を設置する。

対策本部においては、観光危機の状況及び推移等に応じて、県、近隣市町村、渡嘉敷村観光協会、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機による観光客及び観光産業への被害情報の収集・分析・共有、観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等の対策を実施する。

#### 【村の観光危機管理体制】

| 区分                 | 観光危機管理体制 | 主な取組み                                                                           |
|--------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 観光危機の状況及び推移等に応じて設置 | 準備体制     | ・観光危機情報の収集、分析及び共有                                                               |
|                    | 警戒本部     | ・観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有<br>・観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策<br>・観光産業の早期復興・事業継続支援 等 |
| 観光危機発生時            | 対策本部     | ・観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有<br>・観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策<br>・観光産業の早期復興・事業継続支援 等 |

#### (2) 観光関連団体・観光事業者の体制

村内の観光関連団体及び観光関連事業者は、津波浸水想定の確認や、避難場所・避難経路の把握など日頃から観光危機への意識を持ち、観光危機に対応できる体制を構築するとともに、平常時においても、村の観光産業課や、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者と相互に連携して、観光危機管理情報伝達体制を構築する。

観光危機が発生した場合には、村に設置される対策本部等（既存計画に基づく対策本部及び観光危機管理に関する対策本部）や、観光関連事業者と連携可能な連絡体制を構築する。

#### (3) 国・県及び他の市町村との体制

観光危機管理においては、各種情報の収集や救助及び帰宅困難者への対応など、様々な状況において、国・県及び近隣市町村との連携が必要となる。

県の観光危機管理基本計画にも、県、市町村、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者の役割が示されており、平常時より、関連する機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるよう準備する。

## 第3章 平常時の減災対策（Reduction）

### 3.1 観光危機情報の伝達体制の整備や、観光関連施設の安全・安心・快適な観光地づくり

#### (1) 情報伝達体制の整備

村は、村内に滞在する観光客へ、観光危機に関する情報を迅速かつ確実に伝達できる体制の整備を促進する。整備にあたっては、国内外の観光客が利用できるインターネット環境の整備拡充を図り、沖縄県、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者と連携して Wi-Fi 等の無線 LAN を導入し、災害時でも観光客が情報を容易に入手できる環境を整備する。

渡嘉敷村観光産業課は、県、村、OCVB、観光関連事業者等と連携して、村内観光関連事業者に対し、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を促進する。

#### (2) 避難場所・避難経路や避難誘導標識等の整備

村は、台風などの風水害や地震津波などが発生した際、村内に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識の設置を促すとともに、災害時における外国人観光客対応についても強化する。

##### ① 避難場所の確保

渡嘉敷村地域防災計画に基づく避難場所について、観光危機発生時に観光客が避難可能な状態とする。

村内の避難所には、村民だけではなく観光客が避難してくることも十分に想定でき、時期によっては、村民より観光客の避難者の数のほうが多いということも十分にあり得る、観光客にも対応した食料の備蓄や生活必需品の確保も行っていく必要がある。

| 施設名           | 所在地          | 収容可能人数<br>(緊急時) | 土砂災害の<br>危険性 |
|---------------|--------------|-----------------|--------------|
| 渡嘉敷村役場        | 字渡嘉敷 183 番地  | 56 人            | 有            |
| 渡嘉敷村中央公民館     | 字渡嘉敷 209 番地  | 157 人           | 無            |
| 渡嘉敷村高齢者福祉センター | 字渡嘉敷 747 番地  | 125 人           | 無            |
| 国立沖縄青少年交流の家   | 字渡嘉敷 2760 番地 | 785 人           | 無            |
| 渡嘉敷小中学校       | 字渡嘉敷 355 番地  | 292 人           | 有            |
| 渡嘉敷幼稚園        | 字渡嘉敷 355 番地  | —               | 有            |
| 渡嘉敷保育所        | 字渡嘉敷 356 番地  | 29 人            | 有            |
| 阿波連生活館        | 字阿波連 129 番地  | 35 人            | 無            |
| 森林公園ログハウス     | 字阿波 572 番地   | 23 人            | 無            |
| 阿波連小学校        | 字阿波連 160 番地  | 253 人           | 無            |

## ② 避難経路の確保

台風や地震津波が発生あるいは発生が予想される場合に、観光客が観光関連施設から避難場所へ安全に避難する事が可能な避難経路を確保する。

特に地震津波発生時においては、観光施設や宿泊施設の事業者は、自施設周辺の地震津波に対応した避難場所を把握しておき、そこまでの避難経路を確認しておく。

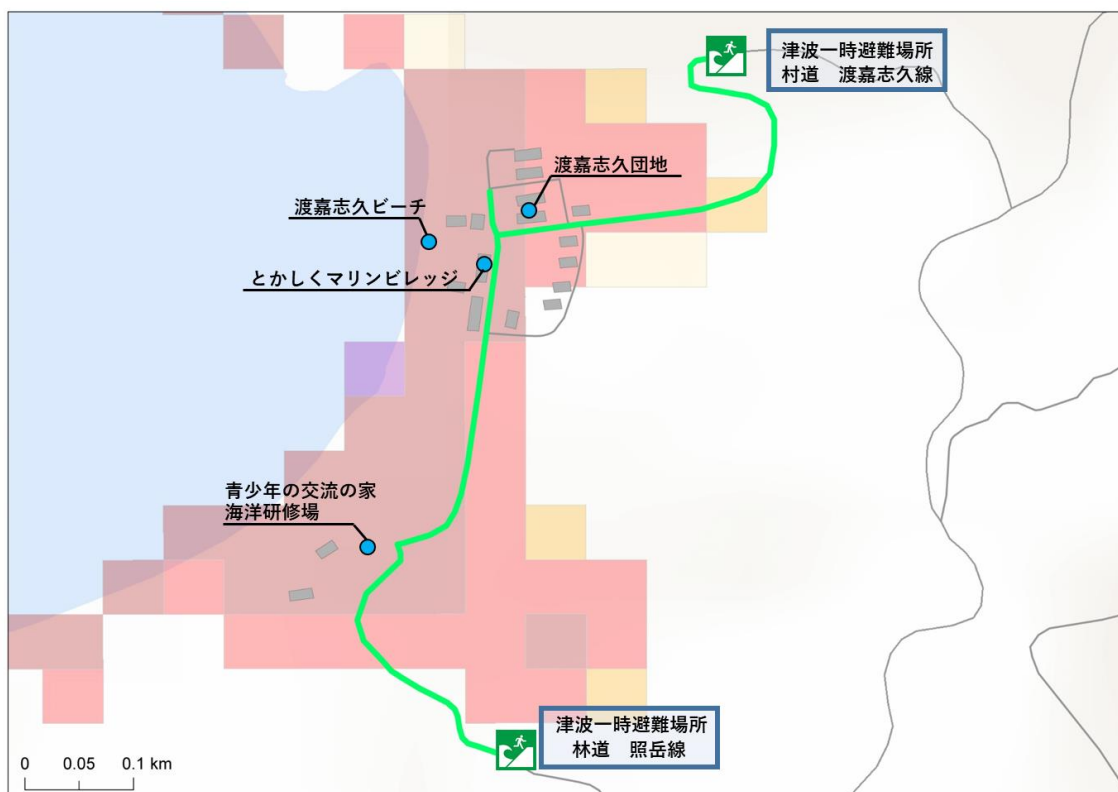
避難経路の設定にあたっては、土砂災害、火災及び建物や壁の倒壊に配慮する。集落内においては、道幅が狭く、石垣やブロック塀の倒壊により避難が困難となる場合も想定し配慮する。

### ■避難経路（提供：渡嘉敷村総務課）

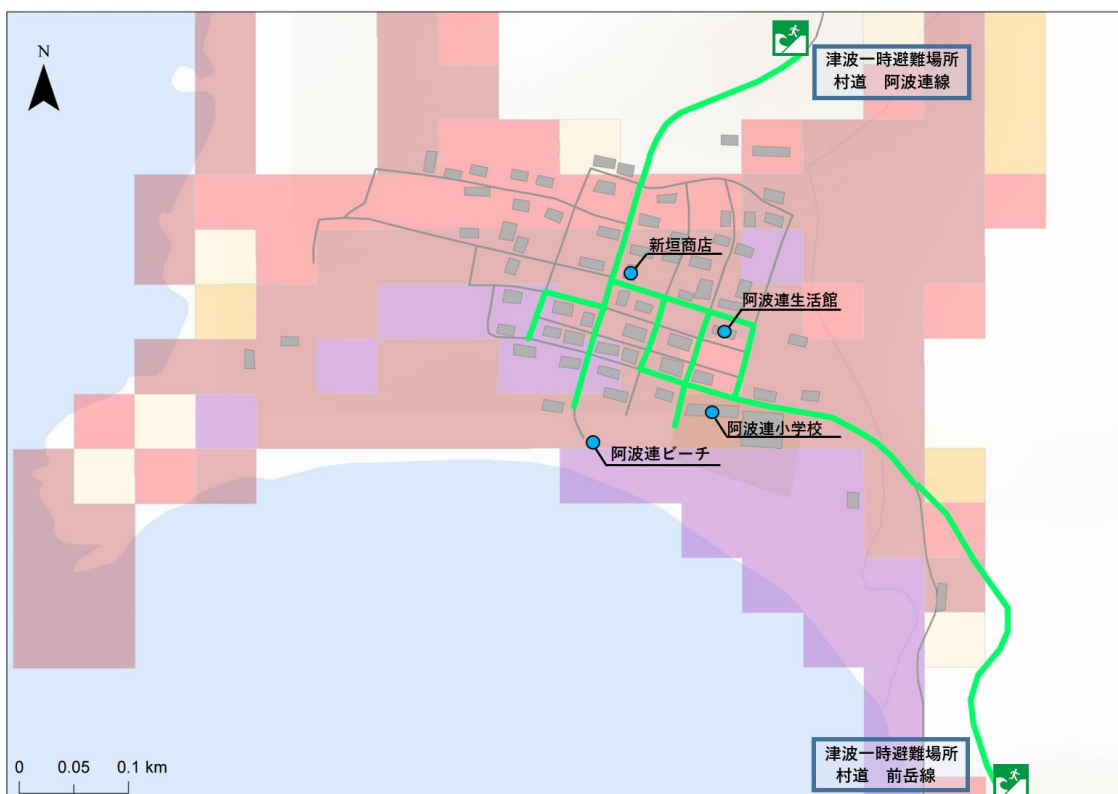
#### ○渡嘉敷地区



○渡嘉志久地区



○阿波連地区





### ③車による避難が必要な場合について

津波等により避難が必要な場合は、基本的には徒歩による避難が原則である。

しかし、村内の津波避難場所は、集落から急な坂を上ったところに指定されている。観光客にも避難行動に配慮が必要な要配慮者については、車での移動が余儀なくされる。その場合は、他の避難者への安全を配慮し、ブロック塀の倒壊などにより進むことができなかった場合には、確実に人が歩けるスペースを空けて（道路の左端に寄せてスペースを確保する等）徒歩での避難に切り替えることとする。

また、近年、観光客の送迎等で観光関連事業者が使用する車が大型化している。大型車の場合は、狭小な道路で動きが取れなくなる可能性が高いため避難時に使用してはならない。

### ④ 避難誘導標識の設置

観光関連施設や避難経路上には、土地勘の無い観光客でも安全で分かりやすい避難誘導標識の設置を行う。

なお、避難場所の表記は JIS 規格（平成 29 年度改定）にあったものとする。

#### ■安全 Safety



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button



広域避難場所  
Safety evacuation area



避難所(建物)  
Evacuation shelter  
(文字による補助表示が必要)



津波避難場所  
Tsunami evacuation area



津波避難ビル  
Tsunami evacuation building



非出入口  
Emergency exit

#### ■注意 Warning



一般注意  
General caution



障害物注意  
Caution, obstacles



上り段差注意  
Caution, uneven access / up



下り段差注意  
Caution, uneven access / down



滑面注意  
Caution, slippery surface



転落注意  
Caution, drop



天井に注意  
Caution, overhead



感電注意  
Caution, electricity



津波注意  
(津波危険地帯)  
Warning,  
Tsunami hazard zone



土石流注意  
Warning, debris flow



崖崩れ・地滑り注意  
Warning, steep slope  
failure, landslide

#### ■災害種別一覧



洪水/内水氾濫  
Flood from rivers/  
Flood from inland waters



土石流  
Debris flow



津波/高潮  
Tsunami/Storm surges



崖崩れ・地滑り  
Steep slope failure,  
landslide



大規模な火事  
Fire disasters

□：標準案内用図記号にのみ掲載されている図記号  
A,B,C, 参考：標準案内用図記号ガイドラインの分類  
△：JISにのみ掲載されている図記号  
※：JISの附属書に掲載されている図記号

### (3) 観光施設等の耐震化促進

村は、村内の観光施設、宿泊施設及び交通施設等の被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設や道路・交通施設の耐震化促進に努める。

33

### 3.2 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化

#### (1) 避難場所・経路等の観光客への周知

村は、国内・海外の観光客にも容易に判別できる避難誘導標識の設置、観光施設への海拔表示及び防災マップの掲示等を行うとともに、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、既存の観光マップなどを利用して観光客等に周知する。

#### (2) 外国人観光客への配慮

村は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、村内の観光地や観光施設等の防災マップ及び避難誘導標識等への外国語の併記、外国語による防災パンフレットの作成又は既存の観光マップ等を活用し、村内に滞在する外国人観光客に配布する。

外国人を含めた観光客に向けた観光危機管理に係る避難マップを作製する場合、防災・避難に特化したマップでは観光客は手にしないことが想定される。普段使用している観光マップに避難情報（避難場所、避難経路、標高、留意点等）を追記することが望ましい。

### 3.3 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

村は、村内の特性や滞在する観光客の状況等を踏まえて、観光関連事業者等による観光客への適切な避難誘導等が実践できるよう、防災マップや観光危機発生時の行動マニュアル等の作成とともに、従業員や村民等への研修・教育を実施する。

なお、マニュアル等作成にあたっては、緊急時にも分かりやすいような工夫や携帯性にも配慮する。

### 3.4 ビーチ等における遊泳区域等の表示による注意喚起

阿波連ビーチ等には遊泳区域が設定されているが、区域以外での遊泳も見られ、小型船舶等との接触事故等の危険性が指摘されている。

遊泳区域を明示する看板等を設置し、安全対策を充実させる。

なお、遊泳区域以外の利用については、事業者によるガイドを伴うなど、安全管理を行ったうえで利用を妨げるものではない。

また、遊泳区域においても、監視員等による安全管理を充実させる必要がある。

## 第4章 危機対応への準備（Readiness）

### 4.1 観光危機管理計画・マニュアルの策定

渡嘉敷村観光協会、観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機発生時に本計画の内容が実践されるよう、観光危機管理に関するマニュアル等の策定に努める。

本計画の策定にあたり、危機に対する初動マニュアル（雛形版）を作成した。各団体・事業者で利用でき、個々の状況に合わせて修正して活用を図るよう努める。

### 4.2 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施

村は、本計画に基づき策定されるマニュアル等の妥当性・実効性を検証し、関係者の危機対応力を向上させるため、村内で発生する観光危機を想定した危機対応・避難誘導訓練を観光関連団体や観光関連事業者も参加する形で実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を明確にし、目的に合わせて机上訓練や実働訓練を組み合わせながら実施する。

また、以下に示すスキルの向上を目指し、効果的・効率的に訓練を実施するものとする。

- 円滑な参集、体制の構築
- 観光客への伝達
- 避難誘導、けが人対応
- 安否情報の確認
- 関係者への情報伝達
- 備蓄確認、調達
- 観光客の移送、物資の輸送
- 要支援観光客（障がい者や外国人等）への対応
- 帰宅困難者への対応
- ボランティア等受け入れ体制対応
- 風評被害対策

### 4.3 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化

#### (1) 伝達内容の整備

村は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機に関する情報を村内に滞在する観光客等に迅速かつ確実に伝達し、迅速な避難行動に結びつくよう、対象とする観光危機毎に観光客等へ伝達する内容について整備する（伝達文例の作成等）。その際には、外国人などの観光客にも配慮した効果的な伝達内容を整備する。

また、県への安否確認については、「安否情報システム」使用が推奨されている。防災担当部署と連携し、迅速に対応可能な体制を構築する。

#### (2) 伝達手段の多様化

村は、村内の観光施設や、レンタカー、小型バス、船舶、自転車、観光事業者が保有する

マイクロバス等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報を伝達するため、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、防災行政無線、無線、携帯電話・スマートフォン等（緊急速報メール機能を含む。）を用いた伝達手段の多様化を図る。

### (3) 伝達手段の多重化

村は、県、近隣市町村、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者と連携して、通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。

現在は、村と観光関連事業者との間で SNS を利用した情報提供も行っており、危機時においても通信手段の一つとして活用を図る。

また、使用する通信手段については、電源供給手段も確保する等、危機の際に使用可能な状態を維持する。

## 4.4 要支援観光客への対応・支援体制の強化

### (1) 要支援観光客への情報発信ツール等の整備

村は、県、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者と連携して、観光危機発生時における要支援観光客の安全確保に努める。

迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、防災マップやパンフレット等を作成・配布するとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーション等を用いた情報発信ツール等の整備を推進する。

### (2) 外国人観光客への情報発信

村は、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導体制等の充実・強化に向け、外国語通訳ボランティアの事前登録や、専門的資格や技能を有する者（村内在住の外国人の活用）の把握や、情報の共有を図る。

なお、外国人観光客への情報伝達として、OCVB による多言語コンタクトセンター等の活用も視野に入れる。

渡嘉敷村観光協会は、県、村、OCVB 等と連携して、観光危機発生時における外国人観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語などによる防災マップや施設内の避難誘導標識等への外国語の併記、従業員等への観光危機管理知識の普及・啓発を図るとともに、運行情報や避難情報等を確実に伝達するため、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーションなどを用いた情報発信ツール等の整備を推進する。

## 4.5 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

### (1) 避難場所・経路等の把握

村は、村内における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、観光危機発生時に村内に滞在する観光客等が安全に避難できる村の避難施設、観光関連施設が設定している避難場所やそこまでの経路等の把握、充実・強化に努める。

避難所については、村の地域防災計画で示される指定避難所及びその他の避難所がある。これらの避難所等に関しては、地域防災計画等の修正・変更に合わせて適宜把握する。

なお、避難場所については、災害の種別により異なるので、土地勘のない観光客に誤った誘導が生じないように十分な配慮を行う。

## (2) 資機材の把握

村は、県、近隣市町村、OCVB、渡嘉敷村観光協会、事業者等と連携して、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等の安全や、村内の観光産業の事業継続に必要な燃料、発電機などの資機材の備蓄状況を把握し、必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

## (3) 食料・飲料水等の備蓄等

村は、観光危機発生時に避難所等に避難している村民や観光客などの被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況を把握し、季節や多様な旅行形態の観光客にも配慮した必要な量の備蓄、又は迅速に調達できる体制等の整備に努める。

内閣府の想定によると、那覇空港の航路啓開には5日～10日程度要するとの見方があり、村内に滞留する観光客に対する備蓄としては、少なくとも3日間程度の備蓄量の確保を目指す必要がある。

### ① 備蓄量について

渡嘉敷村地域防災計画に基づく「食糧供給計画」では、村で行う備蓄の供給量を人口の3日分程度としている。(村人口 約 700 人×3 食×3 日=6,300 食)」を目標としている。

観光客を想定した備蓄は行われてなく、夏場やイベント時に発生する自然災害等の観光危機においては充分とはいえない。

災害により港が使用できない状況など、長期に亘り観光客を島外に移動させることができない状況も考えられる。

そのため、様々な方法を用いて観光客においても3日間を乗り切る食料や生活必需品の確保を目指す必要がある。

### ② 事業者への備蓄の推奨

ピーク時には、住民と同程度の数の観光客が渡嘉敷村に訪れている。

### ③ 宗教やアレルギーへの配慮

外国人観光客やアレルギーを持つ観光客については、常備する備蓄での対応ができないことが想定される。ハラルやアレルギー食材の備蓄についても確保に努める。

## 第5章 危機への対応（Response）

### 5.1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置

本項目では、観光危機が発生した際に、迅速に対応可能な活動体制を構築することを目的とする。

#### 【主な取り組み】

- 危機発生時の観光危機管理体制の設置
- 観光商工課内の観光危機管理体制の構築
- 災害対策本部内での観光危機管理体制の構築

#### (1) 観光危機管理体制の設置について【全ての危機に対応】

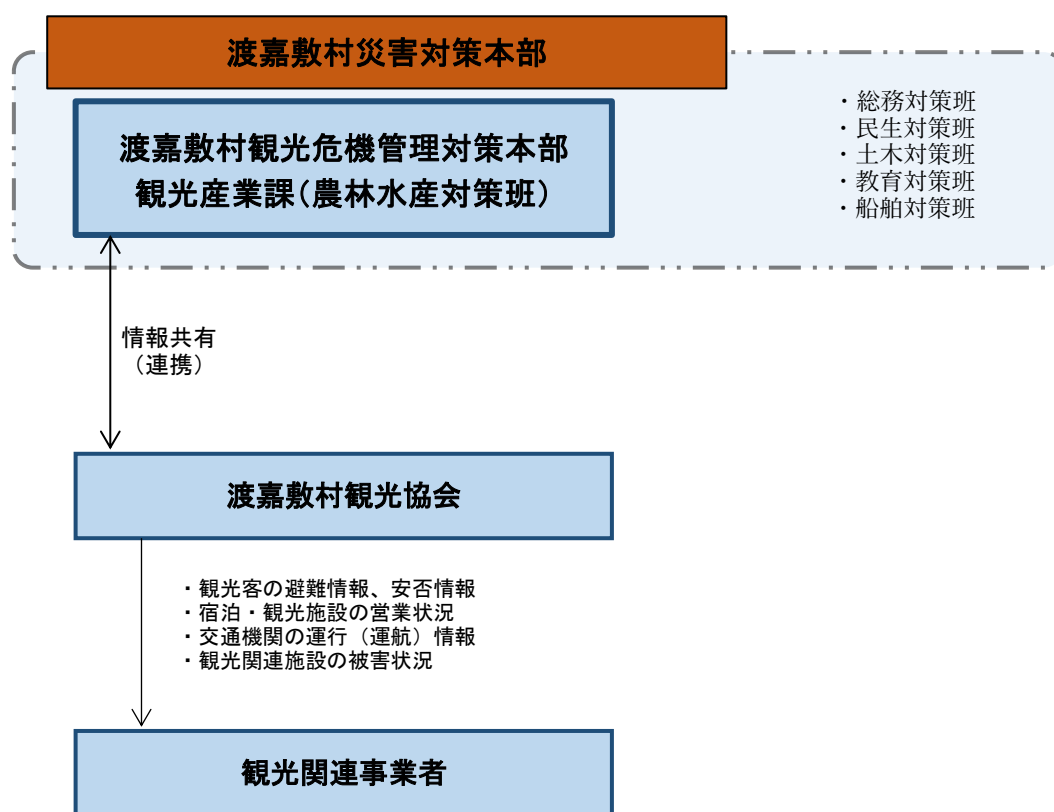
村内に滞在する観光客の安全確保、地域の観光産業への被害を低減するため、村は観光危機管理体制を設置し、県、近隣市町村、OCVB、渡嘉敷村観光溶解、事業者等と連携して、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。

なお、村に渡嘉敷村地域防災計画による災害対策本部などの既存計画による体制が設置されている場合には、当該体制内での観光担当部署の役割として対応を行う。

観光危機管理体制を設置した場合、村観光産業課内に「危機管理総括」「観光情報」「被災者対策」「帰宅対策」「回復」に対応する担当者を置き、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者と連携して観光危機への対応にあたる。

災害時に、電話回線等の通信施設が使用できないことも想定される。そこで、インターネット回線を利用したSNSによる連絡体制や、実際に観光客が滞在する場所、避難完了後の避難所からの情報も活用して安否確認や情報収集を行うものとする。

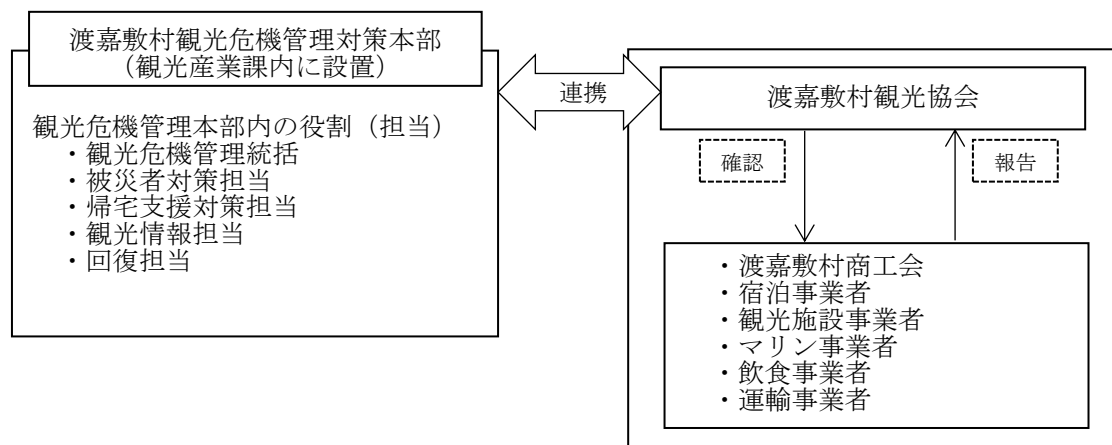
【渡嘉敷村観光危機管理体制】



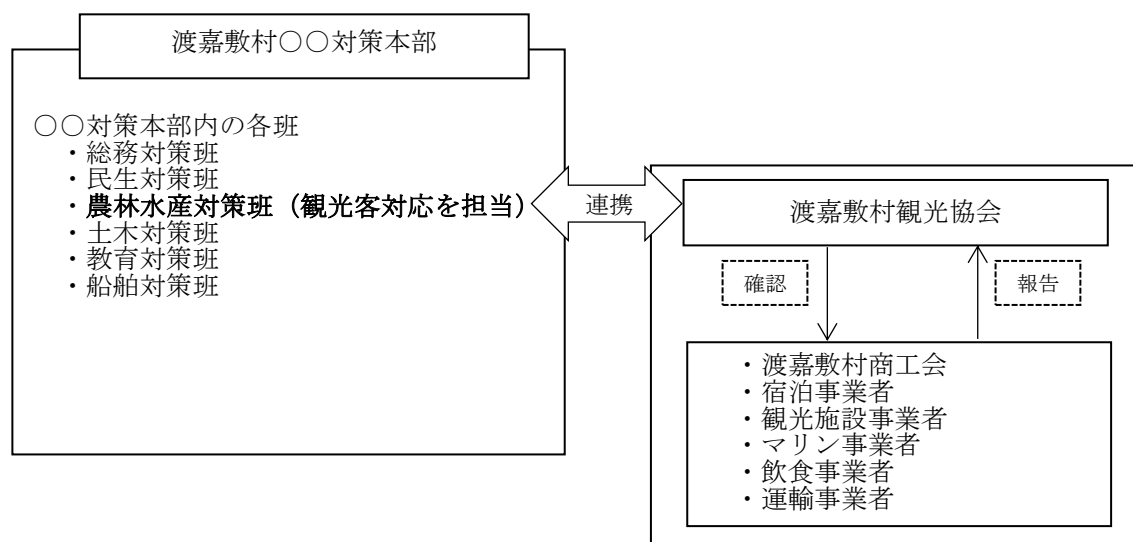


観光産業課及び渡嘉敷村観光協会を中心に、観光関連事業者との連携・連絡体制を構築し、観光危機管理を実施する。

①災害対策本部等が設置されない場合

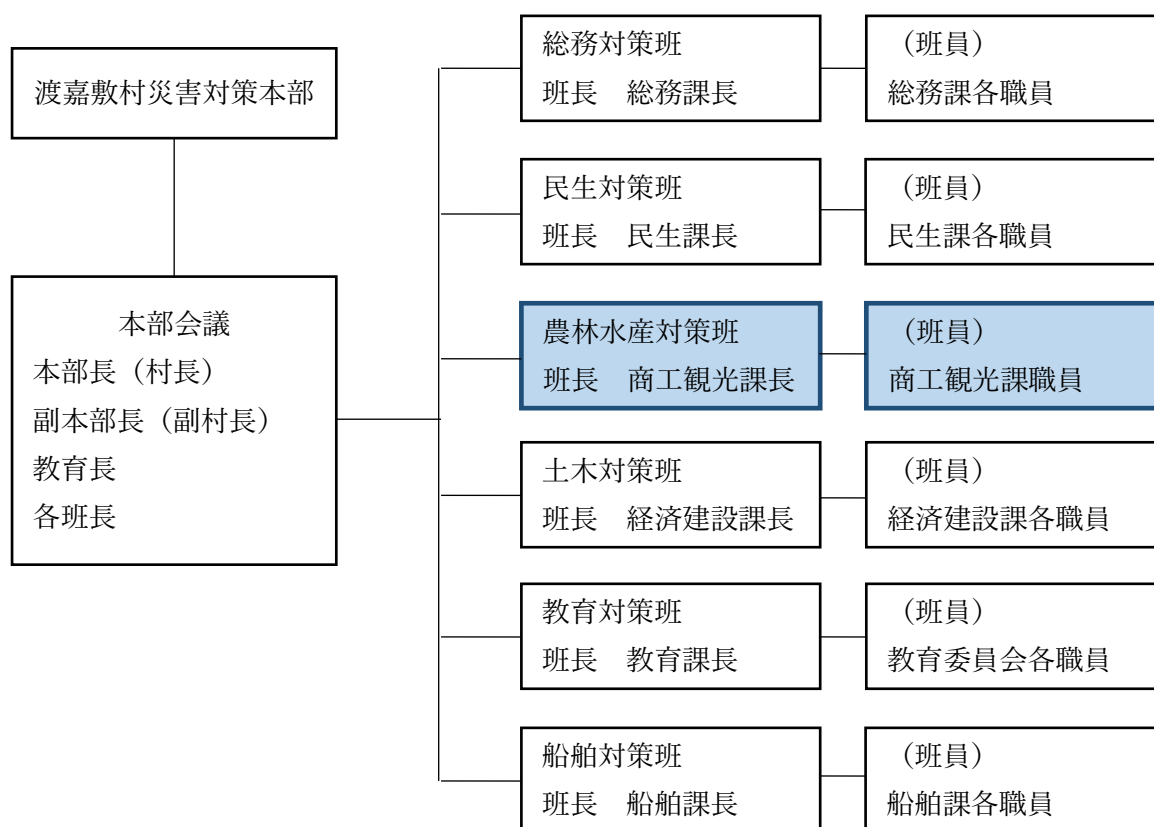


②災害対策本部等の既存計画による体制が設置されている場合



※参考

【渡嘉敷村地域防災計画による災害対策本部組織】



| 農林水産対策班（観光産業課）の所掌事務（渡嘉敷村地域防災計画） |                                         |
|---------------------------------|-----------------------------------------|
| 1.                              | 農地、農業用施設及び農作物等の被害調査及び災害予防対策と復旧事業に関すること。 |
| 2.                              | 家畜伝染病の防疫に関すること。                         |
| 3.                              | 村民有林野の林産物及び林業施設の災害対策及び被害調査に関すること。       |
| 4.                              | 水産物、水産施設及び漁船・漁具の災害対策及び被害調査に関すること。       |
| 5.                              | 高潮対策に関すること。                             |
| 6.                              | 畜産の被害調査に関すること。                          |
| 7.                              | 漁船、停泊・けい留船舶の安全維持及び被害調査に関すること。           |
| 8.                              | 所管の被害状況及び総務対策班長への報告に関すること。              |
| 9.                              | 土地区画整備事業による施設に対する災害対策及び被害調査に関すること。      |
| 10.                             | 帰宅困難者対策に関すること。（観光客に関する事務）               |
| 11.                             | 労務の調達に関すること。                            |
| 12.                             | 外国人の避難に関すること。（観光客に関する事務）                |

【観光危機管理対策本部等】

観光危機管理体制（観光産業課）における対応は、以下のような担当を観光産業課内に置いて対応することを基本とする。その際の担当者の任命、配置、増減、移動の判断は観光産業課長が行うものとする。

| 役割       | 責任者    | 担当者数 | 所掌事務                                                                                                                                                                                                       |
|----------|--------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観光危機管理統括 | 観光産業課長 | (1)  | 『危機対応に係る役割』<br>主に、「観光危機管理体制」総括指揮及び庁内外の調整を行う。<br><br>①観光危機管理体制の設置及び廃止に関する事。②庁内の他の既存の対策本部（災害対策本部など）及び行政関係機関との連絡調整に関する事。③被害状況の総括に関する事。④県及び国への報告に関する事。                                                         |
|          |        |      | 『日常的な役割』<br>主に、計画の管理及び、その実現性に関する事を行う。<br><br>①教育・訓練に関する事。②観光危機管理計画の修正・更新に関する事。                                                                                                                             |
| 被災者対策担当  | 観光産業課長 | (1)  | 『被災者対策担当としての役割』（主に発災直後から）<br>主に、観光客の安否確認及び、被災観光客の対応を行う。<br><br>①観光客の所在及び安否確認。②被災した観光客への対応に関する事。③被災した観光客への生活必需品に関する事。                                                                                       |
| 帰宅支援対策担当 | 観光産業課長 | (1)  | 『帰宅支援対策担当としての役割』（主に2日目以降）<br>主に、村内での帰宅支援を行う。<br><br>①帰宅困難となり滞留した観光客の情報収集及び帰宅困難者対策に関する事。②帰宅困難者対策に係わる運輸機関との連携・調整に関する事。③外国人観光客の帰宅困難者対策に係わる関係機関との連絡・調整に関する事。                                                   |
| 観光情報担当   | 観光産業課長 | (1)  | 『観光情報担当としての役割』（主に発災直後から）<br>主に、観光客、観光事業者・施設の状況把握、情報提供を行う<br><br>①観光客及び観光産業の被害状況等の情報収集・共有に関する事。②観光客への情報提供等に関する事。③観光施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。④観光関連団体・事業者との連携調整に関する事。                                             |
| 回復担当     | 観光産業課長 | (1)  | 『回復対策担当としての役割』（主に2日目以降）<br>主に、観光事業の復興に係る事項を行う。<br><br>①観光復興施策等の企画・実施に関する事。②観光産業の早期復興・事業継続支援策（金融支援相談など）に関する事。③観光産業の復興に向けた関係機関との連絡・調整に関する事。④観光復興プロモーション活動等の企画・実施に関する事。⑤関係部局、国・県・観光協会・事業者と連携した各種誘客施策の実施に関する事。 |

## (2) 初動体制の設置【全ての危機に対応】

村は、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握、共有する初動体制を設置し、渡嘉敷村観光協会を中心とする村内観光関連事業者に対し、状況に応じて村内に滞在する観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の指示を行う。

なお、体制設置に係る基準は以下のとおりである。

### 1) 自然災害・危機の場合

| 設置体制                   | 実施内容                                                                                                                                                             | 基準                                                                        | 基準の具体化                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観光危機管理<br>準備体制<br>(1人) | ・情報収集、分析、共有                                                                                                                                                      | 観光危機の推移によっては、観光客及び観光産業に甚大な被害をもたらす、警戒本部又は対策本部を設置した対応が必要となる可能性がある場合         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風の接近が気象台から発表</li> <li>・観光客又は観光関連事業者に身体的・物理的な被害が発生又は発生する恐れがある場合</li> <li>・船舶の欠航が予想される場合</li> <li>・村内、本島内の主要道路が通行止めとなる</li> <li>・強風注意報</li> </ul>                                                            |
| 観光危機管理<br>警戒本部<br>(2人) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生への準備</li> <li>・早期帰宅検討・対応</li> </ul>                                                                                  | 観光危機が発生又は発生する恐れがある場合                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・村内または空港付近が暴風域に入ると予想される</li> <li>・暴風警報</li> <li>・通常対策を超える対応が必要</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 観光危機管理<br>対策本部<br>(全員) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集・分析・共有</li> <li>・観光客への情報発信</li> <li>・避難誘導・安全確保</li> <li>・帰宅困難者対策</li> <li>・観光産業の早期復興</li> <li>・事業継続支援等</li> </ul> | 観光危機により観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合<br>観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生又は発生する恐れがあり、対策・回復等に特に強化して対処の必要がある場合</li> <li>・暴風特別警報が発令</li> <li>・県内主要交通機関が運転見合わせ</li> <li>・飛行機が複数日運転見合わせ</li> <li>・村内に多くの帰宅困難者が存在</li> <li>・村内の主要観光関連施設に甚大に被害が生じ、回復の見込みが無い</li> </ul> |

地域防災計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で農林水産対策班として観光客対応の役割を果たす。

## 2) 人的災害・危機の場合

| 設置体制                   | 実施内容                                                                 | 基準                                                                        | 基準の具体化                                                                                                                      |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 観光危機管理<br>準備体制<br>(1人) | ・情報収集、分析、共有                                                          | —                                                                         | ・SNS等に虚偽やいたずらの書き込みがあった場合                                                                                                    |
| 観光危機管理<br>警戒本部<br>(2人) | ・早期帰宅検討・対応<br>・被害情報の収集・分析・共有<br>・観光客への情報発信<br>・避難誘導・安全確保<br>・帰宅困難者対策 | 観光危機が発生又は発生する恐れがある場合                                                      | ①観光施設内やイベント会場で爆発事故が発生し、多数の人が被害を受ける<br>②不特定多数の人がいる場所で刃物を振り回す<br>③観光に関する不適切な情報がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等で拡散され、本来は無関係なところにも損害が及ぶ |
| 観光危機管理<br>対策本部<br>(全員) | ・観光産業の早期復興<br>・事業継続支援等                                               | 観光危機により観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合<br>観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合 | ・①、②の発生後、怪我人や死亡者が確認された場合<br>・③の発生による風評被害で、観光客が減少した場合                                                                        |

国民保護計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で観光客対応としての役割を果たす。

## 3) 健康危機の場合

| 設置体制                   | 実施内容                                       | 基準                            | 基準の具体化                                                                      |
|------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 観光危機管理<br>準備体制<br>(1人) | ・情報収集、分析、共有                                | 県外で感染力の高い感染症が発生               | ・県外及び直行便のある国外で新型インフルエンザ等の感染症が発生<br>・有毒生物が確認され、多くの人が噛まれたり刺されたりしたことで健康被害が発生する |
| 観光危機管理<br>警戒本部<br>(2人) | ・早期帰宅検討・対応<br>・被害情報の収集・分析・共有<br>・観光客への情報発信 | 県内で感染症患者が確認され、感染者が徐々に増加する     | ・県内でも新型インフルエンザ等の患者が確認され、感染者が増加する<br>・村内の飲食店で食事をした客の多くが食中毒被害を受ける             |
| 観光危機管理<br>対策本部<br>(全員) | ・避難誘導・安全確保<br>・観光産業の早期復興<br>・事業継続支援等       | 近隣市町村で感染症患者が確認され、感染者が徐々に増加する。 | ・村内でも新型インフルエンザ等の患者が確認され、感染者が増加する。                                           |

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で観光客対応としての役割を果たす。

#### 4) 環境危機の場合

| 設置体制               | 実施内容                                                     | 基準                                 | 基準の具体化                                                        |
|--------------------|----------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 観光危機管理準備体制<br>(1人) | ・情報収集、分析、共有                                              | ・周辺海域で船舶等の事故発生<br>・県内で大気汚染が観測される   | ・近海にてタンカー等大型船舶が座礁する<br>・県内において基準値を超えるPM2.5（微小粒子状物質）が継続して観測される |
| 観光危機管理警戒本部<br>(2人) | ・早期帰宅検討・対応<br>・被害情報の収集・分析・共有<br>・観光客への情報発信<br>・避難誘導・安全確保 | ・周辺海域で重油が海へ流出<br>・村内で大気汚染が観測される    | ・近海にてタンカー等大型船舶が座礁、重油が海へ流出。<br>・村内でも基準値を超えるPM2.5が観測される         |
| 観光危機管理対策本部<br>(全員) | ・観光産業の早期復興<br>・事業継続支援等                                   | ・沿岸部に重油が漂着する<br>・村内で継続して大気汚染が観測される | ・村内の海岸に重油が漂着する。<br>・村内で基準値を超えるPM2.5が継続して観測される                 |

国民保護計画等に基づく対策本部が設置された場合、対策本部は国民保護計画等に基づく対策本部内で観光客対応の役割を果たす。

#### 5) 村外で発生した災害・危機の場合

| 設置体制               | 実施内容                                                     | 基準                                                                          | 基準の具体化                                                                          |
|--------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 観光危機管理準備体制<br>(1人) | ・情報収集、分析、共有                                              | 本村の観光に負の影響を与える観光危機、主要市場における経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運行休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等が発生した場合 | ・日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模な同時多発テロが発生する<br>・村外や県外で大規模な災害や危機が発生する<br>・円高が長期間続く |
| 観光危機管理警戒本部<br>(2人) | ・早期帰宅検討・対応<br>・被害情報の収集・分析・共有<br>・観光客への情報発信<br>・避難誘導・安全確保 | 県で復興プロモーションを目的とした「観光危機管理対策本部」が設置されている場合                                     | ・上記の発生により、沖縄県入域観光客数が減少し、県で観光危機管理対策本部が設置された場合                                    |
| 観光危機管理対策本部<br>(全員) | ・帰宅困難者対策<br>・観光産業の早期復興<br>・事業継続支援等                       | —                                                                           | —                                                                               |



## 5.2 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化

本項目では、観光危機が生じた際に、的確に情報の収集・発信を行うことについて示している。

観光危機が発生した場合、村、渡嘉敷村観光協会、沖縄県、OCVB、観光関連事業所等が連携し、的確に情報の収集・発信を行うために以下のような対応を行う。

### 【主な取り組み】

- 観光危機管理に関わる情報収集・発信
- 要支援観光客も考慮した情報発信機能の多様化
- 観光客等への正確な情報発信
- 被害状況、避難状況等の発信
- 村内の観光施設や交通施設等への情報伝達手段の確保

### (1) 観光危機管理体制の設置【全ての危機に対応】

村（観光情報担当）は、観光危機の種類に応じて、村総務課など関係する課から情報を入手する。また、気象庁からの情報や、各種 Web サイト、その他のツールを利用し、災害等による観光危機の状況を把握する。なお、村外のインフラ等の状況については県対策本部等（県観光危機管理対策本部、県災害対策本部等）より確認する。

観光関連団体、観光関連事業者等の関係者は、各自ができるだけ早期に情報を入手できるように努め、状況把握が困難な場合は、観光協会及び村観光産業課に確認する。

### 【情報の入手元は以下を参考とする】

| 危機の状況           | 情報入手元の例                                                                                          |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自然災害・危機         | 本村総務課、その他該当する課、気象庁、沖縄気象台、OCVB ホームページ、各種天気予報 Web サイト、マスコミ、ニュース<br>※地域の被災情報や通信状況については、可能な限り自ら確認を行う |
| 人的災害・危機         | 本村総務課、村民生課、その他該当する課、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース                                                        |
| 健康危機            | 本村民生課、その他該当する課、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース                                                             |
| 環境危機            | 気象庁、海上保安庁、OCVB ホームページ、各種天気予報 Web サイト、マスコミ、ニュース                                                   |
| 村外・県外で発生した災害・危機 | 本村総務課、その他該当する部署、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース、沖縄県、在沖米国総領事館、その他大使館、                                       |



(2) 交通状況・宿泊状況等の把握【自然及び人的災害・危機】

村（観光情報担当、帰宅支援対策担当）は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等及び村外の観光関連団体と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集し共有する体制を整備し、村内に滞在する観光客等に対して迅速かつ確実な情報発信を行う。

【必要とする情報は以下を参考とする】

| 情報の種類   | 情報の内容                                               |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 村内の交通状況 | 路線バス、その他のバス<br>村内の道路網状況                             |
| 村内の宿泊状況 | 村内にある宿泊施設の状況（民泊を含む）<br>村内にある避難施設の状況                 |
| 村外の交通状況 | 那覇空港及び航空機運行状況（OCVB等サイトより）<br>那覇港の状況                 |
| 村外の宿泊状況 | 那覇市内の宿泊施設の状況<br>那覇市及び周辺市町村の宿泊施設の状況<br>周辺市町村の避難施設の状況 |

(3) 観光客等への情報の発信【自然及び人的災害・危機、環境危機】

村（観光情報担当）は、県、近隣市町村、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた地域における早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、村内に滞在する観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を発信する。情報の伝達にあたっては、外国人観光客などの要支援観光客にも効果的に情報発信できるように配慮する。

また、レンタカー、バス等を利用し村内に滞在する観光客に対しても迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段による情報発信を行う。

また、観光関連団体や事業者間の情報伝達については、SNSの活用など、現場の実態に即した伝達手段を利用する。

緊急時の非常用通信手段は、わかりやすく使えるように訓練を行う。

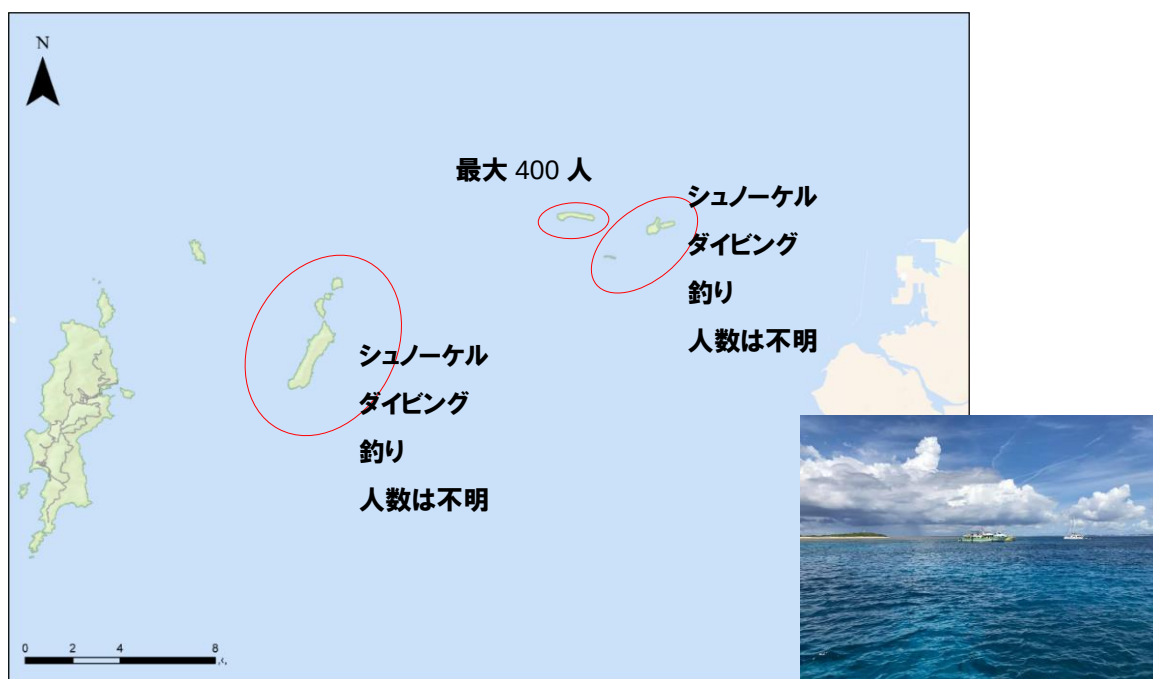
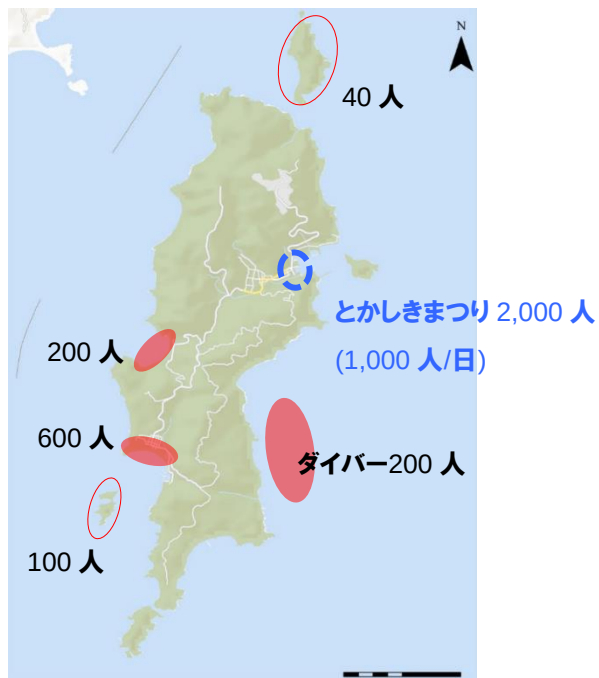
(4) 村内無人島への情報の発信・収集について【自然及び人的災害・危機】

無人島を利用している観光客には村からの防災行政無線等による情報は届かない。また、ナガンヌ島は事業者により管理が行われているが、そのほかの無人島については、利用の実態も十分には把握できていない状態である。

そのような状況の中、突発的な危機発生の際には、村のみで対応することは困難であり、村外に立地する事業者との情報伝達体制についても整備する必要がある。

村外に立地し、村域で事業を行っている事業者については、危機の際に村に対して観光客の所在について報告を行う等の連携を図るものとする。

■村内における観光客やレジャー客の日中の滞在場所



※参考【渡嘉敷村地域防災計画による住民への広報の方法】

- (1) 渡嘉敷村防災行政無線放送による。(第 2 章第 10 節 災害通信施設整備計画参照)
- (2) 報道機関を通じ、テレビ・ラジオ・新聞等による。
- (3) 写真・ポスター等の掲示による。
- (4) 広報車による。

※参考【渡嘉敷村地域防災計画による観光客への避難情報の伝達及び避難誘導の方法】

(1) 村の役割

村は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、村職員、消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や村の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や村の避難情報を把握した場合、船舶対策班は、フェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(5) **被害状況、避難状況等の発信【自然及び人的災害・危機、環境危機】**

村（観光情報担当）は、県、近隣市町村、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者等と連携して、村内に滞在する観光客等に対して観光危機に関する正確な情報の発信を行うとともに、必要に応じて、村内の観光関連施設、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行（運航）情報等について、報道機関などを活用した発信に努める。

なお、被害情報や避難情報については、発表の時期を誤ると大きな被害となる可能性が生じるため、適切な時期での発表を行う。

5.3 **観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認**

観光危機発生時に、地理に不慣れな観光客や外国人観光客など要支援観光客へも対応し、安全かつ確実な避難誘導・安否確認を行うために、以下のような対応を行う。

**【主な取り組み】**

- 観光客の避難誘導の実施
- マリンレジャー等海上の観光客への避難誘導手段の確保
- 観光客の安否確認及び情報収集
- 必要に応じて自衛隊等への救助要請を行う
- 近隣自治体と連携した観光客対応
- 安否情報の更新

(1) **観光客の避難誘導【自然及び人的災害・危機、環境危機】**

自然災害や不発弾等の爆発物の発見などの危機が発生した場合、関係者は、まずは自分自身の身の安全を確保し、また、危機の状況に応じて家族の身の安全を確認するなど、避難誘導に専念できるようにし、要支援観光客にも留意した観光客の安全かつ確実な避難誘導を行う。

観光客は村内の地形や建物、道路網の状況を十分に把握していない。したがって、関係者はこのことを認識した上で、村民との協働により、観光客を避難させることが重要である。

観光関連事業者は、顧客となっている観光客に対して、確実な情報を伝えるとともに、避難誘導を促すこととする。特に地震・津波などの際、ダイビング等のマリンレジャー中の観光客に伝達しにくい場合には観光事業者は早期に避難行動をとるよう、事業者用無線等（漁業無線を含む事業者が保有する無線）を用いて観光客に情報を伝達する。

(2) **沖合いでの観光客の避難誘導【自然災害・危機】**

地震発生後において津波の恐れがある場合は、ダイビング線、釣り船等沖合いに出ている船は、船の位置、津波の到達状況、港及び港周辺の状況に関する情報を素早く収集し、陸上への避難、沖（避難海域）への避難のどちらが良いかを判断し、自分自身と観光客の身の安全を確保しながら直ちに避難を行う。

### (3) 観光客の安否確認【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策担当、観光情報担当）は、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者と連携して観光客の避難情報及び安否情報を収集する。また、警察、消防団、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認を行う。

修学旅行や合宿などにおいては、村内受入れ事業者や旅行業者を通じて、村内に滞在する学校等の避難状況を把握・整理する。

村は観光客情報もあわせて、「安否情報システム」に入力し、県に報告する。ただし、当該システムの利用が不可能な場合には、電話や紙媒体等を用いて報告するものとする。

#### ■安否確認の対象と情報経路

安否情報の確認については村内の観光関連事業者の情報を観光協会が取りまとめ、観光産業課に報告する。

※参考：沖縄県国民保護計画（平成 26 年 2 月）

観光関連事業者は、顧客となっている観光客の安否確認を行う。宿泊客やレジャー中の観光客の安否確認にあたっては、可能な限り宿泊者名簿や参加者名簿との照合を行う。確認した情報は、村の観光危機管理対策本部に報告する。

なお、安否状況は、時間とともに変化するため、関係者は適宜報告を行う。

### (4) 救助要請【自然及び人的災害・危機】

村は、収集した安否情報を基に、孤立などにより観光客の救助が必要な場合は県を通じて自衛隊等への救助要請を行い、速やかな救助対応を行う。

なお、災害対策本部が立ち上がっている場合は、安否情報を基に災害対策本部総務対策班が行う。

渡嘉敷村観光協会は、村内の無人島を利用している事業者等から情報収集を行い、危機発生時に無人島に渡っている観光客がいないかを確認する。

※自衛隊への派遣要請について

村長は、基本法第 68 条の 2 に基づき、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する

### (5) 他市町村との連携【自然及び人的災害・危機、環境危機】

観光危機への対応時、危機・被災の規模や状況等により、近隣市町村との連携により円滑な対応が可能となる場合がある。

特に、生活必需品の供給や医療活動については、近隣市町村との連携により実施する。



## 5.4 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応

危機において、村外から来ている観光客は帰宅支援が必要であり、住民への危機対応と異なる点である。

危機に遭遇した観光客は、最も危機的な状況を脱したら、次に考えることは家族・知人への安否連絡と自宅・自国へ一日でも早く戻ることである。村と沖縄本島及び県外を結ぶ交通手段は、海路と空路に限定され、災害等により渡嘉敷港や那覇港、那覇空港が閉鎖された場合、長期にわたり船舶や航空機の発着が休止されることが予想され、宿泊、観光などの観光関連施設に滞在している多くの観光客が帰宅困難になることが想定される。

関係者は、まず「帰宅困難者を出さない」ことに努め、帰宅困難者が発生した場合は、安全な帰宅を支援することが観光危機管理の重要な要素となる。

帰宅困難者や被災した観光客への対応は、要支援観光客（障がいを持つ観光客や外国人観光客等）も含まれていることに留意して実行する。特に情報の発信については正確な伝達ができるよう考慮する。

### 【主な取り組み】

- 危機が予想される場合は、帰宅困難者を出さないための対応を行う
- 帰宅困難者への対応
- 復旧見込みに関する情報の発信
- 観光客の輸送に関する調整
- 帰宅困難な観光客の関係者家族への情報発信・提供

### (1) 帰宅困難者を出さないための対応【自然及び人的災害・危機、健康危機】

村（被災者対策担当、帰宅支援対策担当）は、猛烈な台風の接近等、事前に船舶や航空機欠航の可能性が高いと想定される場合は、県、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者と連携し、観光客に対し早期帰宅の注意喚起を行い帰宅困難者が発生しないように努める。

観光客が新型インフルエンザ等の感染症に感染した場合には、フェリー及び航空機への搭乗が制限され帰宅できなくなる。したがって、村内や施設に滞在中の観光客に感染しないよう、県内での正確な発症情報等を観光客に伝え、また、感染予防に向けた注意喚起を行う。

### (2) 帰宅困難者への対応【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策担当、帰宅支援対策担当）は、観光危機により港や空港の閉鎖、道路交通の麻痺が生じ、多くの観光客が村内に滞留している場合、帰宅困難者の輸送について、国、県、OCVB 等と調整を図り、滞留している観光客数の情報提供や発着場所等の調整対応を行う。

村外への観光客の輸送に関しては、村から提供する帰宅困難な観光客の情報を基に県が帰宅支援計画を策定する。

村は、県と連携して帰宅支援を迅速に進めるために、村内に滞留する観光客の情報を収集し、県へ提供する。

■帰宅困難者対策が必要な状況

| 状況      | 判断の基準                      |
|---------|----------------------------|
| 県の計画による | 県が地域防災計画に基づき計画し、連携依頼のあった場合 |
| 海上交通の状況 | 地震・津波等により港が被災し閉鎖           |
| 陸上交通の状況 | 地割れ、瓦礫の散乱等                 |
| 那覇空港の状況 | 那覇空港閉鎖                     |

(3) 協力依頼及び連携【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策担当、帰宅支援対策担当）は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、村内に滞在する観光客の輸送等について、県を通じて自衛隊や海上保安庁への要請を行う。

(4) 復旧見込みに係る情報の発信【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策担当、帰宅支援対策担当、観光情報担当、回復担当）は、空港や船舶の運航復旧見込みについて、関係者や観光客に対してウェブサイトやソーシャルメディア、防災行政無線などを活用して情報発信を行う。

宿泊施設など、帰宅困難者を対応している観光関連事業者は、船舶や航空機等の運航情報を把握し観光客に伝える。

(5) 交通情報・宿泊情報の発信【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策担当、帰宅支援対策担当、観光情報担当）は、県、OCVB等と連携し、村外の交通情報（那覇市内の交通情報、航空機運航情報など）や村内や那覇市周辺の宿泊施設に関する情報を収集・整理し、観光客に対してウェブサイトやソーシャルメディア、避難所での広報などを活用して情報発信を行う。

(6) 関係者家族への情報発信・提供【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策班、観光情報班）は、国、県、近隣市町村、OCVB、観光関連事業者と連携して、被災した観光客の家族や関係者への地域の正確な情報提供や滞在中の必要な対応に努める。なお、情報発信・提供にあたっては、障がい者や外国人観光客などの要支援観光客にも留意する。

(7) 観光客の輸送【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策担当、帰宅支援対策担当）は、県、近隣市町村、OCVB等と連携して、帰宅困難となっている観光客の輸送及び操配業務などの対応を行う。

※帰宅支援の具体的な方法について

村は、村内に滞在する帰宅困難な観光客に対して、所在の把握や情報発信を行う。村外への観光客の移動手段の確保は県の役割であり、県が帰宅支援計画を策定する。村は、県、OCVBと連携を図りつつ、村内の観光客の輸送、集合場所などを調整し、帰宅支援を行う。

帰宅支援に際し、村内に滞在する観光客の名簿（氏名、性別、国籍、住所等）を作成し、迅速に対応できる体制を構築する。



## 5.5 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化

観光危機発生時に、被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化を図るために、以下のような対応を行う。

### 【主な取り組み】

- 救助・救急・医療活動等に係る情報提供
- 近隣自治体との連携による情報提供
- 被災した外国人観光客への対応
- 行方不明者に係る情報の提供
- 遺体の安置及び処理、遺体の埋葬

#### (1) 救助・救急・医療活動等に係る情報提供【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策担当、帰宅支援対策担当、観光情報担当）は、県、近隣市町村、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者、診療所などの医療機関と連携し、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客などの要支援観光客にも留意した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。

なお、医療施設による外国人対応が困難な場合を想定して、OCVBが発行するマニュアル等の活用に努める。

#### (2) 近隣市町村との連携による情報の提供【自然及び人的災害・危機、健康危機】

村（被災者対策担当、帰宅支援対策担当、観光情報担当）は、近隣市町村、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者、医療機関と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集の充実・強化を図るとともに、医療活動を行う関係機関への情報提供を行う。

#### (3) 行方不明者に係る情報の提供【自然及び人的災害・危機】

村（被災者対策担当）は県、近隣市町村、OCVB等と連携して、村内に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図るとともに、行方不明観光客の搜索、救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。

観光客の行方不明者の搜索については、「渡嘉敷村地域防災計画 第2編 第2章 第21節 第2項 行方不明者の搜索」に従って実行する。

また観光客の行方不明者の発見後の収容及び処置については、「渡嘉敷村地域防災計画第2編 第2章 第21節 第3項 行方不明者発見後の収容及び処理」に従って実行する。

#### (4) 遺体の安置及び処理【自然及び人的災害・危機】

発見された遺体の安置及び処理については、「渡嘉敷村地域防災計画第2編 第2章 第21節 第4項 遺体の取扱」に従って実行する。

なお、外国人の遺体に係る対応については、大使館、領事館、あるいは外務省などに確認をとり、宗教・習慣などに配慮して対応を行う。

#### (5) 遺体の埋葬【自然及び人的災害・危機、健康危機】

「渡嘉敷村地域防災計画第2編 第2章 第21節 第4項 遺体の取扱」及び「渡嘉敷村地域防災計画 第2編 第2章 第21節 第5項 遺体の埋葬、火葬」に従って、身元の判

明しない観光客の遺体、または遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺族等が遺体を引取ることができないときは、埋葬台帳を作成し、応急的な遺体の埋（火）葬を実施する。

ただし、外国人の遺体に係る対応については、火葬・埋葬を禁じている場合があるため、必ず大使館、領事館、あるいは外務省、県、OCVB などに確認をとり、宗教・習慣などに配慮する。

## 5.6 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給

村（被災者対策担当）は、自然災害・危機、人的災害・危機発生時において、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、村内の避難施設や地域の観光関連施設における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給を行う。

また、観光関連事業者における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、それらの情報を関係者間で共有する。

観光関連事業者は、自施設に避難している観光客等への食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の供給に努める。

大勢の観光客が被災し、飲食品や医療品、衣服等の備蓄品の不足が想定される場合は、早期に県及び自衛隊等に支援要請を行う。

なお、外国人観光客には宗教上理由による特に食におけるタブーが存在することや、アレルギーに留意し、備蓄や事業者との連携により、食料の供給を行う。

夏場に多くの観光客が訪れる阿波連ビーチや渡嘉志久ビーチにおいて、津波等の危機が発生し避難を要する場合、マリンスレッジャー中の観光客は、水着や裸足の状態で避難を行うことが容易に想定される。

観光客が避難すると想定される避難所において、毛布や衣料品など寒さをしのげる備品についての備蓄を行う必要がある。

## 5.7 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

村（観光情報担当）は、県、近隣市町村、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機及び観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信を行う。

渡嘉敷村観光協会・観光関連事業者は、観光危機や観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、村に報告するとともにウェブサイトなどを活用して正確な情報を発信し、風評被害の発生防止に努める。

なお、複数の関係者がマスメディアに個別対応すると、正確な情報が伝わらないケースが生じる。したがって、マスコミへの対応は個別に行わず、村あるいは観光協会による公式な

記者発表やウェブサイトでの発表のみとすることが重要である。

情報を発信する際は、誤った発表や誤解を受けるような発表が生じないように、発表用のテンプレートを作成し活用する。

## 第6章 危機からの回復（Recovery）

### 6.1 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置

村（観光情報担当、回復担当）は、県、近隣市町村、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、村内の宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

村は観光関連事業者と協力し、早期復興を可能とするために、「観光情報担当、回復担当」を配置し情報収集・発信、危機からの回復への取組みを進める。

渡嘉敷村観光協会は、村、県、OCVB、観光関連団体と連携して、観光客の誘致促進や、自施設・経営等の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

危機が発生した場合には、ほとんどの関係者は危機の対応に追われることが想定される。施設復旧など様々な対応の後に回復をスタートさせたのでは、観光客が訪れるのはさらに数ヵ月後となる。

施設復旧と同時に村内の観光産業が営業可能となるように、危機への対応と同時並行で回復を進めることが重要である。

### 6.2 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、関係機関との連携強化

村（観光情報担当・回復担当）は、県、近隣市町村、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から村内の観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動等や、観光事業者の事業継続支援等を実施する。

座間味村と連携し、座間味諸島としての観光誘客プロモーション活動等も実施する。

### 6.3 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施

村（観光情報担当・回復担当）は、県、OCVB、観光関連団体・事業者と連携して、観光危機により被害を受けた村内の宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などの情報を収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を実施する。

情報の発信については、村で一本化することにより、正確な情報を担保し、プロモーション活動については、伊江村観光振興推進協議会、伊江島観光協会や村内の観光関連事業者と連携して、危機発生 of 初期段階より検討を始め、修学旅行客やイベント等の様々な施策や、旅行商品の企画・造成・販売促進を進めるものとする。

なお、村内の一部地域で大規模被害が発生している場合でも、健全な営業が可能な観光関連施設においては積極的に自事業所のプロモーションを行い、村が復興に向かって進んでいることを発信することも重要である。

#### 6.4 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策

村（観光情報担当・回復担当）は、観光関連団体・事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた村内の宿泊、観光及び交通施設等の営業及び復旧状況などの情報を収集、整理する。

また、村内の観光産業の回復状況をウェブサイト、ソーシャルメディアや報道機関などを活用して積極的に発信し、国内・海外の旅行市場に広く周知するなどの風評被害対策を行う。

なお、情報発信においては、村で一本化し、正確な情報を発信することで、風評被害を最小限とする。また同時に、過度な安心感をあおる情報としないように配慮する。

##### 【情報発信の例】

- ・村内及び沖縄県内の観光地は、ほとんどが通常の状態に戻っており、訪れた観光客は、観光を楽しんでいることを市場に確実に伝える。（事実を伝える）
- ・災害後に、戻ってしやすい市場やセグメントから始め、観光客の賑わいが戻るのに合わせ徐々に他の市場にマーケティングを広げる。
- ・渡嘉敷村に「思い入れ」のあるリピーター層への働きかけに重点を置く。
- ・予約を取り消したお客様に、復興などの情報を伝えて来訪をうながす。
- ・危機対応後の予約がこれ以上落ちないように、現在予約があるお客様に安心情報を提供する。
- ・第三者的な立場にあるマスコミや旅行会社を通じて、沖縄県の観光の回復を発信することで、情報の信頼性を高める。
- ・旅行会社の企画・販売スタッフに県内の様子を実際に見てもらう機会を作る。
- ・実際に沖縄県や本村に来訪した観光客が感じたことを、来訪をためらっている層に伝える。
- ・村内の取組みを、沖縄全体の観光回復の取組みの中に位置づける。

## 6.5 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施

観光に携わる事業者の多くは、資金力の限られた中小企業である。危機により施設の被害や集客上の影響を受けた中小事業者が、施設の修復を行い、従業員の雇用を維持して、より早い時期での事業再開に備えるためには、資金面での支援が不可欠である。

村（観光情報担当・回復担当）は、県、伊江村観光振興推進協議会・事業者等と連携して、観光危機で被害を受けた村内の観光産業の早期復興・事業継続支援等を実施する。

また、県等と連携して、村内の観光関連事業者の事業継続を図るため、観光危機が発生した初期段階から商工会や金融機関等の協力を求め、被害を受けた村内の観光関連事業者に対する金融相談や融資の斡旋に努める。

観光危機が発生した際、早い段階で融資などの金融相談・支援が必要となる。被害を受けた観光事業者が安心して復興に専念することができる環境を作るために、村は金融機関や信用保証協会の紹介などの支援を行う。

### 【融資制度の事例】

|                     | 貸付制度名称                | 貸付対象                                                                   | 資金使途         |
|---------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 沖縄振興開発金融公庫<br>(商工会) | マル経資金（小企業等経営改善資金融資制度） | 常時使用する従業員が商業・サービス業では5人以下、製造業等では20人以下であること、商工会の経営指導を原則として6ヶ月以上受けていることなど | 設備資金<br>運転資金 |
| 沖縄振興開発金融公庫<br>(商工会) | 沖経資金（沖縄雇用・経営基盤強化資金）   | 商業・サービス業：6人～10人（宿泊業：6人～15人）、商工会議所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方                | 設備資金<br>運転資金 |
| 商工組合中央金庫            | 災害復旧資金                | 異常な自然現象などにより生じる被害または武力攻撃災害の影響を受けた直接および間接被災事業者                          | 設備資金<br>運転資金 |
| 商工組合中央金庫            | 経営環境変化対応資金            | 景況悪化により一時的に売上の減少等の要因で業況に影響を受け資金繰りに支障をきたしている事業者                         | 設備資金<br>運転資金 |
| 日本政策金融公庫            | 政策による                 | 自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット需要に機動的に対処                                      | 政策による        |

※災害時に政策的に設立される融資制度等の情報把握に努める。

## 6.6 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

村（回復担当）は、県、OCVB、観光関連団体・事業者、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた地域の観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援に努める。

観光関連団体や村内の観光関連事業者は、観光危機による観光施設等の損傷、交通及びライフライン障害などで休業に至ったときは、可能な限り従業員の雇用を継続するとともに、休業期間を利用して従業員の人材育成等を推進するなど、営業再開後のサービスレベルの向上を図る。



## 第7章 計画の効果的な実現

本計画は、観光危機に関する訓練の実施や、実際の危機への対応を通じて、危機に対する取り組みの的確さや対応の手順等の有効性・実効性を検証し、いざという時に迅速かつ的確な対応ができるよう継続的に見直しを行っていく必要がある。

また、県、OCVB、渡嘉敷村観光協会、観光関連事業者等の計画や団体の状況などとの整合性を図る必要がある場合には、必要に応じ本計画を改定し、観光危機管理体制の充実・強化を図るものとする。

村では地域防災計画を策定しており、定期的な見直しを行っている。地域防災計画の主な対象は、その地域に住む住民とその財産であるが、本計画では地域防災計画では不十分な観光客への対応を定めている。今後、地域防災計画の見直しの際には、本計画の実効性を高めるため、整合性を図り、連携した取り組みが求められる。

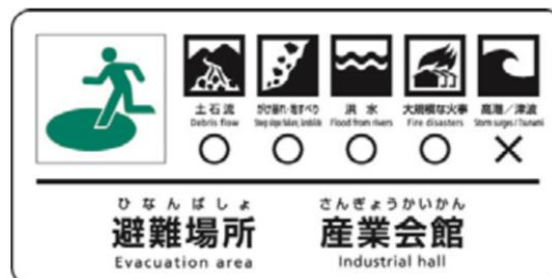
なお、観光事業者に対しても継続的に働きかけ、新たな事業者や季節的な従業員に対しても危機対応を意識するよう啓発活動を行う必要がある。

## 参考資料

### 1. 避難所等のピクトグラムについて（高潮・津波の例） 【平成 28 年 3 月】

| 災害種別 | 災害種別<br>一般図記号                                                                                         | 注意図記号                                                                                                 | 避難場所<br>図記号                                                                                           | 避難所<br>図記号                                                                                             |                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 高潮   | <br>JIS Z 8210-6.5.3 | <br>JIS Z 8210-6.3.9 | <br>JIS Z 8210-6.1.6 | <br>JIS Z 8210-6.1.5 | 附属書 C <sup>1)</sup> |
| 津波   |                                                                                                       |                                                                                                       | <br>JIS Z 8210-6.1.7 |                                                                                                        | JIS Z 9097          |

災害ごとに避難場所の適否が分かるように「適不適表示マーク」を規定



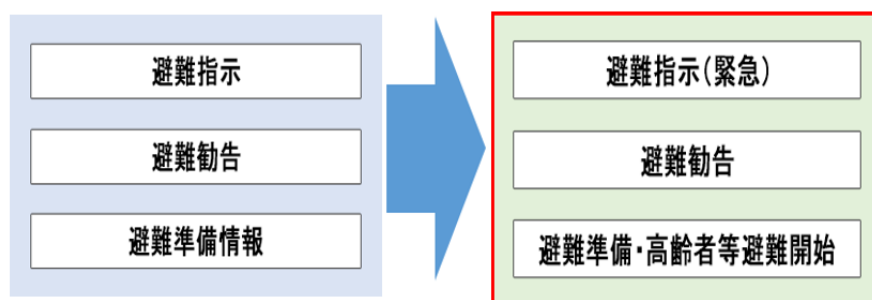
## 2. 警報の種類について

| 種類        | 発表基準                                                 | 発表される津波の高さ           |                    | 想定される被害と取るべき行動                                                                             |
|-----------|------------------------------------------------------|----------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|           |                                                      | 数値での発表<br>津波の高さ予想の区分 | 巨大地震<br>の場合の<br>発表 |                                                                                            |
| 大津波<br>警報 | 予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。                           | 10m<br>(10m<予想高さ)    | 巨大                 | 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれます。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。                 |
|           |                                                      | 10m<br>(5m<予想高さ≤10m) |                    |                                                                                            |
|           |                                                      | 5m<br>(3m<予想高さ≤5m)   |                    |                                                                                            |
| 津波<br>警報  | 予想される津波の高さが高いところで1mを声、3m以下の場合。                       | 3m<br>(1m<予想高さ≤3m)   | 高い                 | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害は発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。<br>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難してください。 |
| 津波<br>注意報 | 予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合。 | 1m<br>(0.2m≤予想高さ≤1m) | 表記しない              | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆します。<br>海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。               |

## 3. 避難注意、避難警告、避難指示（緊急）について

### 「避難準備情報」の名称変更について（平成28年12月26日公表）

「避難準備情報」の名称については、平成28年水害では、高齢者施設において、適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更する。



### 3. 避難情報・被災情報報告様式（第一報様式）

渡嘉敷村観光協会 宛

#### 観光客安否等報告書（速報）（案）

|      |               |  |
|------|---------------|--|
| 報告日時 | 年 月 日 ( ) 時 分 |  |
| 事業所名 |               |  |
| 担当者名 |               |  |
| 連絡先  | メール           |  |
|      | 電話            |  |
|      | FAX           |  |

#### ■避難場所

|  |
|--|
|  |
|--|

#### ■安否情報

| 観光客 計 人 |     |         |       |       |
|---------|-----|---------|-------|-------|
| 日本人     | 外国人 | うち修学旅行生 | うち負傷者 | うち死亡者 |
| 人       | 人   | 人       | 人     | 人     |

（負傷者の内訳）

| 分類  | （定義）                                                     | 内訳 |
|-----|----------------------------------------------------------|----|
| 重篤  | 生命の危険が切迫しているもの<br>①心・呼吸の停止または停止の恐れがあるもの。<br>②心肺蘇生を行ったもの。 | 人  |
| 重症  | 生命の危険の可能性のあるもの                                           | 人  |
| 中等症 | 生命の危険はないが入院を要するもの                                        | 人  |
| 軽症  | 入院を要しないもの                                                | 人  |

#### ■施設の被害状況

|                                      |
|--------------------------------------|
| 被害の有無【 有 （全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水）・ 無 】 |
|--------------------------------------|

#### ■配慮が必要な観光客

|                |
|----------------|
| 例）妊婦●名、車いす●名 等 |
|----------------|

#### 4. 観光客の氏名等個人情報を把握する様式（第二報様式）

事業所名：\_\_\_\_\_

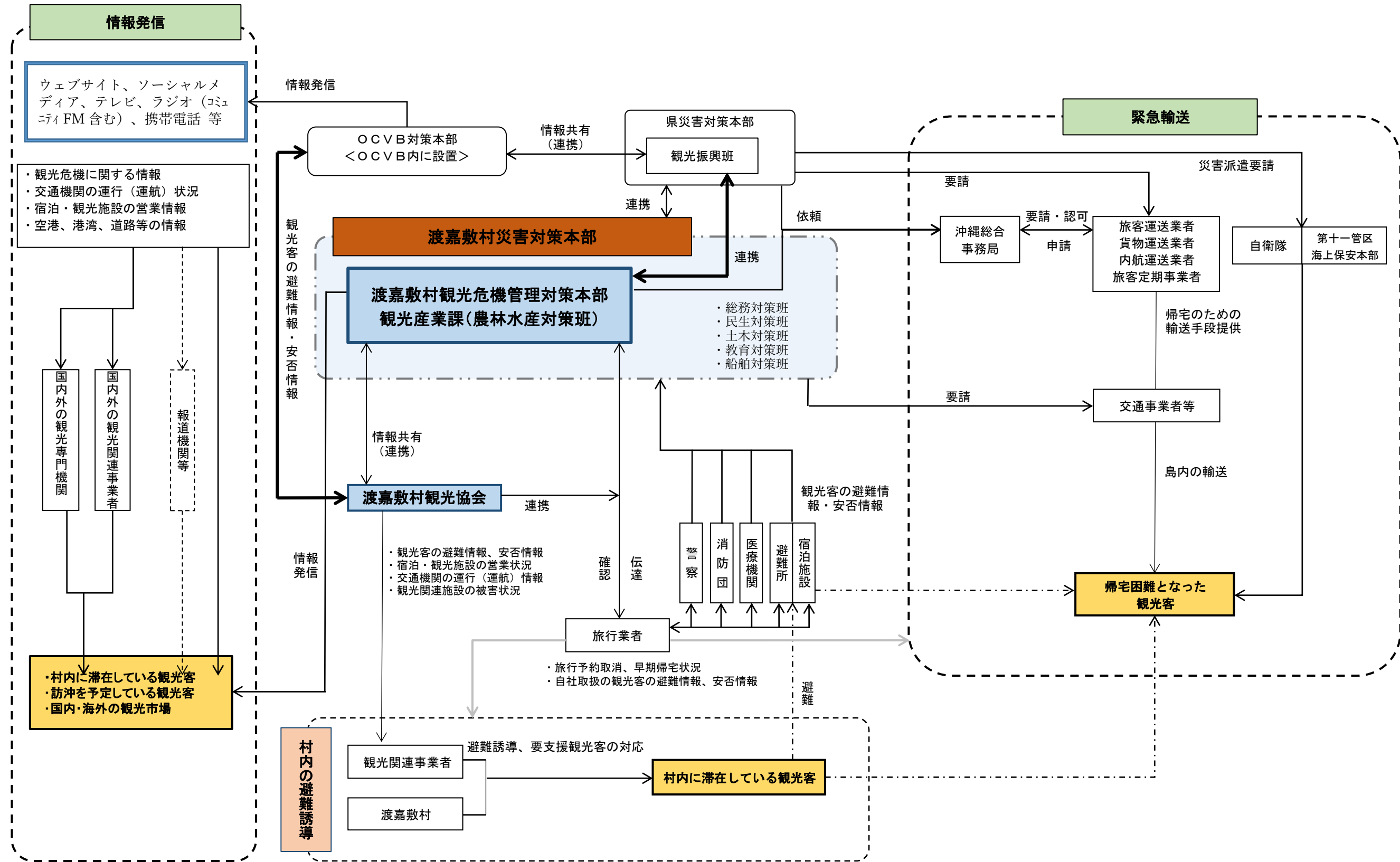
従業員氏名：\_\_\_\_\_

|    | 名前<br>漢字(ふりがな) | 性別 | 生年月日 | 現住所 | 連絡先 | 緊急連絡先<br>(続柄) | 備考 |
|----|----------------|----|------|-----|-----|---------------|----|
| 1  |                |    |      |     |     |               |    |
| 2  |                |    |      |     |     |               |    |
| 3  |                |    |      |     |     |               |    |
| 4  |                |    |      |     |     |               |    |
| 5  |                |    |      |     |     |               |    |
| 6  |                |    |      |     |     |               |    |
| 7  |                |    |      |     |     |               |    |
| 8  |                |    |      |     |     |               |    |
| 9  |                |    |      |     |     |               |    |
| 10 |                |    |      |     |     |               |    |
| 11 |                |    |      |     |     |               |    |
| 12 |                |    |      |     |     |               |    |
| 13 |                |    |      |     |     |               |    |
| 14 |                |    |      |     |     |               |    |
| 15 |                |    |      |     |     |               |    |
| 16 |                |    |      |     |     |               |    |
| 17 |                |    |      |     |     |               |    |
| 18 |                |    |      |     |     |               |    |
| 19 |                |    |      |     |     |               |    |
| 20 |                |    |      |     |     |               |    |
| 21 |                |    |      |     |     |               |    |
| 22 |                |    |      |     |     |               |    |
| 23 |                |    |      |     |     |               |    |
| 24 |                |    |      |     |     |               |    |
| 25 |                |    |      |     |     |               |    |
| 26 |                |    |      |     |     |               |    |
| 27 |                |    |      |     |     |               |    |
| 28 |                |    |      |     |     |               |    |
| 29 |                |    |      |     |     |               |    |
| 30 |                |    |      |     |     |               |    |

※渡嘉敷村個人情報保護条例に則り、個人情報を適正に取り扱うこと。

5. 渡嘉敷村観光危機管理連携体制と関係機関との連携図

渡嘉敷村観光危機管理連携体制と関係機関との連携図



# 渡嘉敷村観光危機管理計画

平成 31 年 3 月

渡嘉敷村 観光産業課